

# アメリカ連邦・州政府における法人所得税・ 社会保障税・個人所得税の相互関連

— C 法人・S 法人・ユニタリータックス・LLC・EITC —

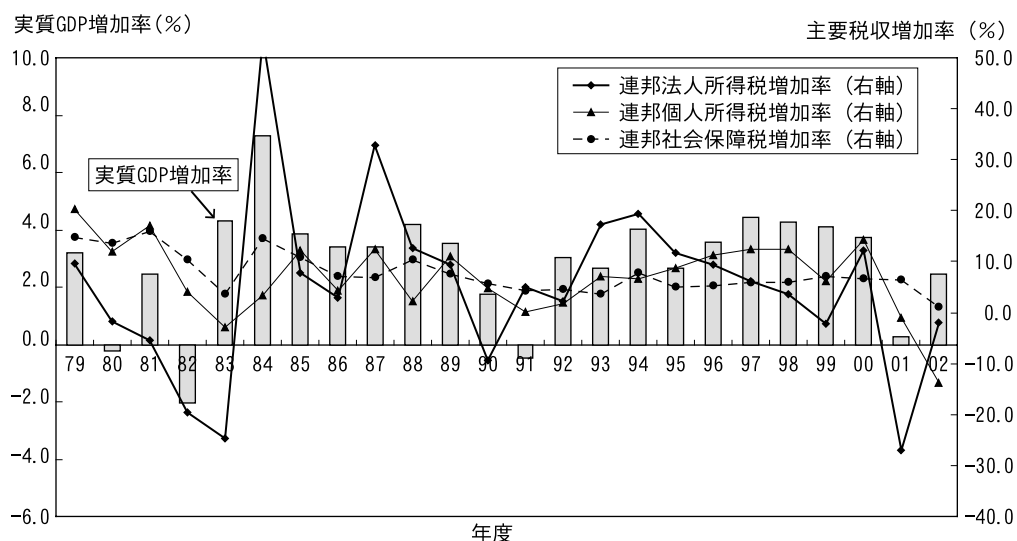
## 関 口 智

1990年代後半のアメリカは未曾有の好景気のもとで財政再建を達成した。本稿で着目するのは財政再建期におけるアメリカの租税構造，とりわけ連邦・州政府における法人所得税・個人所得税・社会保障税の相互関連である。

連邦政府の主要税収である法人所得税・個人所得税・社会保障税は対 GDP 比で，1990年の16.3%から2000年の18.9%へと2.6ポイントもの増加であり，これら主要税収がアメリカ連邦政府の財政再建に寄与したことは言うまでもない。しかし，【図1】にあるように，1980年代から1990年代における主要税収増加率と実質 GDP 増加率との関連，とりわけ1990年代後半における主要税収増加率を見てみると，法人所得税・個人所得税・社会保障税それぞれが異なる動きをしているという興味深い事実が浮き彫りとなる。

実質 GDP 増加率に連動した税収増加率となっているのは，個人所得税である。一方，法人

【図1】 連邦政府：主要税収増加率と実質 GDP 増加率 (対前年比)



(資料) U. S. Department of Commerce, Statistical Abstract of the United States. より作成。

所得税は1980年代には実質 GDP 増加率に連動した税収増加率となっていたにもかかわらず、1990年代後半には実質 GDP 増加率とは逆の動きを見せている。また、社会保障税は実質 GDP 増加率の動きに連動するというよりも、持続的に一定の税収増加率を維持しているのである。

一般的に1990年代は、1980年代のレーガン政権におけるドラスティックな税制改革に比べると、比較的緩やかな税制改革が行われた時代である。とすれば、所得を課税ベースとしているこれら主要税収の増加率は、ドラスティックな改革のなされた1980年代よりも実質 GDP 増加率に連動してもよいはずである。にもかかわらず、それぞれがむしろ異なる動きを示している。そして、後にみるようにその動きは連邦政府と州政府とでも必ずしも同じではない。これらの要因を把握するためには以下の視点による租税構造の理解が必要となると思われる。はじめに本稿での分析視角を明らかにしておこう。

第一の視点は、連邦政府内部での法人所得税・社会保障税・個人所得税の相互関連や、州・地方政府内部での法人所得税・社会保険税・個人所得税の相互関連に着目したものである。これらは、各政府内部での租税構造又は租税間の関連であり、水平的租税関係ということもできるであろう。従来の研究では各税目を個別に取り上げた優れた分析はあるものの、税目間での相互関連を明確に意識したものは、必ずしも多いとは言い難い。例えば1990年代のアメリカにおける法人所得税の減収傾向を指摘することは趨勢的に見て明らかな現象であるが、その背後で個人所得税と社会保障税に影響を与えている側面があることを意識するのは、必要不可欠な作業であろう。

第二の視点は、連邦政府と州・地方政府相互の個人所得税の関連や、連邦政府と州・地方政府相互の法人所得税の関連等に着目したものである。これらは、各政府間の租税構造又は租税間の関連であり、垂直的租税関係ということもできる。ある国の租税構造や租税政策を理解するためには、中央政府における一つの税目や租税構造のみならず、中央政府・州・地方政府を含めた一国全体における租税体系を意識して分析することが、必要不可欠な作業であろう。とはいえ、本稿では地方政府を対象外とし、さらに州政府といってもカリフォルニア州に限定して取り上げることから、1990年代のアメリカの租税構造や租税政策を包括的に分析するには十分ではないことをあらかじめ断っておく必要がある。

本稿の手順を述べておこう。まず、連邦政府における水平的租税関係について、1990年代における制度上の取り扱いと実態を明らかにする。次に、連邦政府と州政府の垂直的租税関係について制度上の取り扱いを確認する。最後に、カリフォルニア州における水平的租税関係及び連邦政府とカリフォルニア州との垂直的租税関係について、1990年代における実態を明らかにしたい。

## 1. 連邦政府における水平的租税関係

本節では、主としてクリントン政権期の連邦政府における法人所得税、個人所得税、社会保障の水平的租税関係について検討してみたい。

### (1) 連邦法人所得税

クリントン政権となった最初の税制改革における法人所得税の改正は、最高税率を従来の34%から35%へと1%引き上げたり、役員報酬の損金算入額の引き下げたりと課税の強化を主たる内容としていた。確かにその影響もあり、改革後の1994年には税収増大効果が見られる。しかし1990年代後半になると、この法人所得税の課税強化にもかかわらず、むしろ減少傾向すらみてとれる<sup>1)</sup>。それらの要因の中で本稿との関連で指摘すべきは、S法人の増加、ストック・オプション行使の増大である。

#### S法人の増加と課税ベース

S法人とは連邦租税法上の法人であり、法人の「有限責任性」とパートナーシップの「Pass-through 課税」という両方の利点を有する一方で、法人としての「自由度」とパートナーシップとしての「柔軟性」の両方を犠牲にしている。課税の観点から見れば、連邦租税法上の法人のうち、法人所得税の対象となるのはC法人であり、個人所得税の対象となる法人がS法人となる。S法人制度は1958年に創設され、1982年の大改正を受けて、現在の基本的な骨格が出来上がった<sup>2)</sup>。とりわけ、1986年改革で個人所得税の最高税率(50%→28%)が法人所得税の最高税率(46%→34%)より引き下げられたことから、個人所得税の対象となるS法人の増加が促進されたとされる<sup>3)</sup>。【図2】にあるように、1994年にいったん減少傾向を示すものの、その後は再び増加傾向を示し、1990年代を通じてみると90年代前半の約45%から90年代後半の約57%と約12ポイントの増加である。

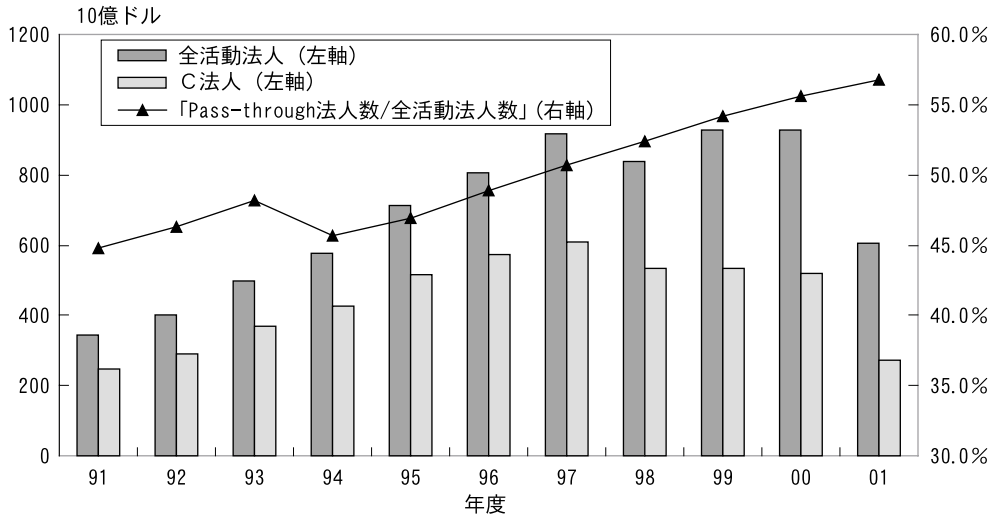
さて、租税制度間の相互関連の視点から重要となるのは、個人所得税の対象となるS法人の課税所得と法人所得税の課税対象となるC法人の課税所得の状況である。【図2】は「全活動法人の課税所得」と、「全活動法人から Pass-through 課税法人を除いたC法人の課税所得」

1) 1990年代の連邦政府の法人所得税の減少要因や個人所得税の増加要因等については、関口(2006a)(2006b)を参照されたい。

2) 水野(1988)参照。

3) Slemrod(1994), Plesko(1999)。ただし、86年改革直後のS法人の増加は法人所得税と個人所得税との税率差異を利用した租税負担軽減という説明が可能であるが、クリントン政権期に再び税率は元の状態に戻っている。そのためその後のS法人の一貫した増加については、税率差異のみでは説明することができない。この点については後に検討する。

【図2】 全活動法人、C法人、S法人等の課税所得（控除前）の推移



Pass-through 法人：S法人、適格投資法人、不動産投資信託  
 (資料) 関口 (2006a)。

を示している。一見して、2つの課税所得の差異が拡大していること、特にC法人の課税所得が1997年をピークに減少していることがわかる。別の視点からいえば、この2つの棒グラフの差がS法人を中心とした Pass-through 課税法人の課税所得であるから、90年代後半にS法人の所得が増加していることがわかる。つまり、1990年代後半のS法人所得の増加はC法人の課税所得の減少と表裏一体の関係にあり、法人所得税収増加率が減少した一要因にもなっているのである。

ここではS法人所得に焦点をしばってその推移について検討してみよう。S法人所得は出資者として限定されているアメリカ人又はアメリカ居住の個人株主に帰属するため、租税負担は個人株主の所得階層別分布に依存することになる。この点に関し個人所得階層別分布でみたS法人所得を【表1】で確認すると、その金額は、93年の929億ドルから2000年の2129億ドルへと約2.5倍も増加し、ほとんどが調整総所得100,000ドル以上という高所得階層に分布していることわかるであろう。言い換えれば、90年代後半に法人所得税の対象となるC法人所得が減少する一方で、これだけの金額のS法人所得が累進性の強化された個人所得税の課税ベースに算入され、個人所得税の増収に寄与していたということである。

#### ストック・オプション行使による給与

ストック・オプションとは、企業が被用者と役員に対して、将来の特定期間内に、特定の価格で、当該企業の株式を取得する権利を付与する制度である。雇用面からみれば、企業の支払報酬の一形態であり、株式報酬とも呼ばれる。ここでは【表2】で租税制度上の取り扱いを確

【表1】 連邦個人所得税：S法人・パートナーシップ所得（純）の調整総所得階層別分布

連邦調整総所得階層 (ドル)		93	94	95	96	97	98	99	00	01
No adjusted gross income	1	15.6%	12.6%	11.3%	9.4%	7.9%	8.8%	8.2%	11.4%	12.9%
\$ 1 under \$ 5,000	2	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%
\$ 5,000 under \$ 10,000	3	0.3%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%
\$ 10,000 under \$ 15,000	4	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.0%	0.1%	0.0%
\$ 15,000 under \$ 20,000	5	0.0%	0.3%	0.3%	0.0%	0.1%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%
\$ 20,000 under \$ 25,000	6	0.4%	0.6%	0.3%	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.1%	0.2%
\$ 25,000 under \$ 30,000	7	0.8%	0.4%	0.6%	0.3%	0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%
\$ 30,000 under \$ 40,000	8	1.3%	1.9%	1.4%	1.0%	0.8%	0.8%	0.7%	0.4%	0.5%
\$ 40,000 under \$ 50,000	9	1.9%	1.6%	1.5%	1.5%	1.0%	0.9%	1.2%	0.8%	0.9%
\$ 50,000 under \$ 75,000	10	5.9%	4.3%	4.2%	4.1%	3.9%	3.4%	3.2%	3.5%	3.7%
\$ 75,000 under \$ 100,000	11	5.7%	5.0%	5.3%	3.6%	4.3%	3.6%	3.7%	3.4%	3.7%
\$ 100,000 under \$ 200,000	12	20.8%	18.0%	17.1%	16.8%	14.7%	14.7%	14.2%	14.3%	14.0%
\$ 200,000 under \$ 500,000	13	26.3%	26.7%	25.6%	25.0%	23.0%	24.6%	24.0%	25.4%	26.0%
\$ 500,000 under \$ 1,000,000	14	15.4%	15.4%	16.2%	16.2%	16.3%	16.8%	16.9%	17.8%	19.4%
\$ 1,000,000 or more	15	37.6%	38.8%	38.7%	40.8%	43.0%	43.1%	43.9%	45.8%	44.5%
合計割合 (%)		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
S法人・パートナーシップ所得 (10億ドル)		92.9	114.4	125.8	146.8	168.3	187.4	211.1	212.9	225.1

(資料) U. S. Department of the Treasury, Statistics of Income individual Income tax Returns, U. S. Government Printing Office. 各年度版より作成。

【表2】 非適格ストック・オプション (Nonqualified Stock Options : NOSO) : 1990年代の租税制度と会計制度

時間	内容	租税制度		会計制度 (付与する企業側の処理)	
		個人所得税	法人所得税	FAS123 (原則)	FAS123 (容認: APB25)
権利付与時				人件費認識 ( 1 )	人件費認識 ( 2 )
権利確定時					
権利行使時	通常所得 (給与所得)	損金算入 (人件費)			
株式売却時	キャピタルゲイン				

1 : 公正価値法 : 権利付与時点での権利の価値 = オプション価格決定モデル (ブラック・ショールズ等)。

報酬コストは役務提供期間で均等配分 (相手勘定は資本剰余金)

2 : 本源的価値法 : 権利付与時点での権利の価値 = 付与時点の市場価格 - 権利行使価格。

報酬コストは認識されないことが多い (通常は「権利付与日の株価」 < 「権利行使価格」のため)。

(資料) 関口 (2006b)。

認しておこう。多くの法人が採用したのは非適格ストック・オプションであった<sup>4)</sup>。そのため、権利行使がなされると、その時点で法人所得税と個人所得税・社会保障税との間に相互関連が生じる。具体的には、権利行使により個人に生じる給与所得 (通常所得) が、個人所得税と社会保障税の課税ベースを拡大して増収効果をもたらす一方で、法人所得税の課税ベースを減少させて減収効果をもたらすというものである。ストック・オプションの権利行使による給与所得発生額は1997年の494億ドルから2000年には1262億ドルへと約2.5倍増であり、当該金額が法人所得税の課税ベースから控除される一方で、連邦個人所得税と社会保障税の課税ベースを拡大させている。とはいえ、法人所得税の減収と個人所得税・社会保障税の増収によるネットの税収は、適用される法人所得税の限界税率と個人所得税・社会保障税の限界税率いかんによって増税にも減税にもなりうる。そこで重要となるのは累進税率構造にある個人所得税、具体的には個人所得税の課税ベースに含まれる給与所得の所得階層別分布となる。この点に関し【表3】で確認してみると、90年代を通じて全般的に給与所得の分布が高所得階層 (表の右下の方

4) ストックオプション税制についての詳細は、関口 (2006b) を参照されたい。

【表3】 連邦個人所得税：給与所得の調整総所得階層別分布

連邦調整総所得 (ドル)		93	94	95	96	97	98	99	00	01
No adjusted gross income	1	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%
\$ 1 under \$ 5,000	2	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	0.9%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%
\$ 5,000 under \$ 10,000	3	2.8%	2.6%	2.4%	2.2%	2.1%	1.9%	1.8%	1.6%	1.5%
\$ 10,000 under \$ 15,000	4	4.2%	4.1%	3.9%	3.6%	3.4%	3.1%	2.8%	2.5%	2.4%
\$ 15,000 under \$ 20,000	5	5.3%	5.0%	4.7%	4.6%	4.2%	4.1%	3.8%	3.5%	3.3%
\$ 20,000 under \$ 25,000	6	5.8%	5.8%	5.7%	5.2%	5.0%	4.6%	4.3%	4.1%	3.9%
\$ 25,000 under \$ 30,000	7	6.2%	6.2%	5.5%	5.4%	5.0%	4.8%	4.6%	4.3%	4.2%
\$ 30,000 under \$ 40,000	8	12.5%	11.6%	11.4%	10.7%	10.3%	9.6%	9.1%	8.6%	8.7%
\$ 40,000 under \$ 50,000	9	11.7%	11.2%	10.6%	10.5%	10.0%	9.5%	8.7%	8.5%	8.5%
\$ 50,000 under \$ 75,000	10	21.6%	22.2%	21.4%	21.2%	20.7%	20.1%	19.9%	18.6%	18.9%
\$ 75,000 under \$ 100,000	11	10.1%	11.0%	11.6%	11.7%	12.1%	12.6%	12.7%	13.0%	13.5%
\$ 100,000 under \$ 200,000	12	10.1%	10.5%	12.0%	12.8%	13.8%	15.2%	16.1%	17.3%	18.7%
\$ 200,000 under \$ 500,000	13	4.7%	5.0%	5.5%	6.1%	6.5%	6.9%	7.5%	8.0%	8.1%
\$ 500,000 under \$ 1,000,000	14	1.7%	1.6%	1.9%	2.1%	2.4%	2.6%	2.7%	2.9%	2.8%
\$ 1,000,000 or more	15	2.0%	1.7%	2.2%	2.7%	3.4%	4.1%	5.0%	6.1%	4.6%
合計割合 (%)		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.1%
給与所得 (10億ドル)		2,892	3,027	3,201	3,377	3,614	3,880	4,132	4,456	4,565

(資料) U. S. Department of the Treasury, Statistics of Income individual Income tax Returns, U. S. Government Printing Office. 各年度版より作成。

向) ヘシフトしていることがわかる。とりわけ、調整総所得階層が100,000ドルを超える高所得階層に着目し、その割合を合計してみると、1993年の18.4%から2000年の34.3%へと15.9ポイントも増加している。高所得階層が直面する個人所得税の限界税率は、クリントン政権に入って法人所得税の最高限界税率よりも引上げられたため、個人所得税での増収効果が法人所得税の減収効果よりも大きくなる。つまり、個人所得税の累進性を強化した連邦政府にとって、ストックオプション行使により生じる税収はネットで増収となるものであった。

## (2) 連邦社会保障税

クリントン政権期における社会保障関連の主たる改正のうち、本稿との関連で問題となるのは、社会保障税の一部であるメディケア入院保険 (HI) の課税上限 (135,000ドル) 撤廃、社会保障給付に対する個人所得税の課税強化、勤労所得税額控除 (Earned income tax credit. 以下 EITC) の引き上げ等である。

### 概 観

はじめに、社会保障税が関連する信託基金について、概況を把握しておこう。信託基金は個人所得税や法人所得税を管理する連邦基金とは区別して管理される。特に社会保険の信託基金に特徴的なのは、基本的に連邦基金の財源が移転されることがないことである<sup>5)</sup>。ここで検討する社会保障年金である老齢・遺族・障害年金保険 (OASDI) と、高齢者医療保険の一部であるメディケア入院保険 (HI) の各信託基金は、社会保障税を基金の主要な自主財源としており、両基金を合算した【表4】を用いて定量的把握を行ってみよう。

5) 片桐 (2005 : 53 76) は社会保障信託基金の特徴の1つに、連邦基金からの財源移転がない点を指摘している。

〔表4〕 社会保障信託基金とメディケア入院保険信託基金（合算）

（単位：10億ドル）

	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01
期首残高	249	324	396	455	506	569	626	692	771	883	1,038	1,227
収入	396	419	436	454	491	515	549	588	630	678	736	777
社会保障税	368	380	393	406	440	457	489	521	554	592	637	668
個人所得税（給付時課税）	5	6	6	6	7	10	11	11	15	18	21	20
運用利息（受取利息）	26	31	36	40	42	46	49	53	59	66	76	87
その他	3	1	2	2	2	2	0	2	2	3	1	1
支出	320	347	377	403	428	457	483	509	518	524	546	582
給付	314	340	370	396	420	449	476	500	509	515	536	573
行政費等	6	7	7	7	7	8	8	9	9	9	10	9
当期純増加	76	72	60	51	63	57	66	79	112	155	189	194
期末残高	324	396	455	506	569	626	692	771	883	1,038	1,227	1,421

（資料） U. S. Social Security Administration (2005), Annual Statistical Supplement to the Social Security Bulletin. を加工。

収入面での第一の主要財源は基金収入の約86%を占める「社会保障税」であり、1990年の3680億ドルから2000年の6370億ドルへと約1.7倍の増加である。この基金収入は社会保障給付財源となるが、その全額が即時に給付に回されるわけではない。そのような給付に回されない資金（積立金）は連邦政府の非市場性国債に投資され、その利子が「運用利息（受取利息）」として基金の収入面に出現する。この「運用利息」が第二の主要財源であり、基金の約7%を占めていることがわかる。1990年代でとりわけ注目すべきは、第三の自主財源である「個人所得税」が急速に増加している点であろう。その金額は90年の50億ドルから2000年の210億ドルへと約4倍の増加である。後に見るように、この税収増は、社会保障給付に対する個人所得税の課税強化により生じたものである。

一方、給付面を見てみると、大半は社会保障給付額であり、その額も増加している。しかし、1990年代後半はそれ以上に収入が増加したので、両信託基金の黒字額は持続的に発生していた。その結果、基金残高は1990年の3240億ドルから2000年の12,270億ドルへと約3.7倍も増加している。ここでは、両基金の持続的な黒字が、連邦統合予算ベースで見た1990年代後半の連邦政府の財政再建に寄与していたことを指摘しておこう<sup>6)</sup>。

#### 社会保障税の内容及び改正

社会保障税の課税ベースは個人所得税の対象となる給与所得と完全に同じではないが、ほぼ等しい稼働所得である。先にみたように給与所得は90年代後半の好景気やストックオプション行使等の影響により増加傾向を示していた。そのため、稼働所得を課税ベースとする社会保障

6) 渋谷は、連邦基金と信託基金の観点から、1990年代の財政再建は、「連邦基金における財政赤字の解消によって、年金や高齢者医療保険という社会保険の黒字が財政全体の収支の中に顕在化するプロセスであった」と指摘している。

【表5】 社会保障信託基金とメディケア入院保険の税率・課税上限等

	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	
社会保障年金	課税ベース上限 (ドル) 1982年	43,040	43,895	45,066	46,195	48,298	47,858	47,777	49,639	52,394	54,595	55,245	57,164
	税率(雇用主・被 用者合計)	12.4%	12.4%	12.4%	12.4%	12.4%	12.4%	12.4%	12.4%	12.4%	12.4%	12.4%	12.4%
	「社会保障税(OASDI) /給与」比率	11.4%	11.3%	11.1%	11.1%	11.4%	11.2%	11.2%	11.2%	11.1%	11.1%	11.1%	11.3%
メディケア保険	課税ベース上限 (ドル) 1982年	43,041	102,750	105,722	108,270	上限なし	上限なし	上限なし	上限なし	上限なし	上限なし	上限なし	上限なし
	税率(雇用主・被 用者合計)	2.9%	2.9%	2.9%	2.9%	2.9%	2.9%	2.9%	2.9%	2.9%	2.9%	2.9%	2.9%
	「社会保障税(HI) /給与」比率	2.8%	2.9%	2.9%	2.9%	3.1%	3.1%	3.3%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%	3.3%

(資料) U. S. Social Security Administration (2005), Annual Statistical Supplement to the Social Security Bulletin. を加工。

税の税額も増加している。しかし、課税ベースに対する社会保障税の比率で見ると、両基金で若干異なる傾向が見られる。この点について、両基金の税率(雇用主・被用者合計)、課税上限、社会保障税が給与所得に占める割合の推移を示している【表5】で確認してみよう。まず、社会保障年金の項目で「社会保障税(OASDI)/給与」として算定されたOASDI税率は、法定税率よりも全般的に率が小さく、90年代後半にはむしろ若干の減少傾向すら見て取れる。これは社会保障税(OASDI部分)に課税上限があることに起因しているといえよう。一方、高齢者医療保険(メディケア保険)の項目で「社会保障税(HI)/給与」として算定されたHI税率は、1994年以降がそれ以前に比べて0.2~0.5%程度増加している。この増加は93年の税制改正で社会保障税(HI部分)の課税上限を撤廃し、高所得階層への課税を強化したこと(7)に起因している<sup>7)</sup>。

ここでは実質GDP成長率と社会保障税収増加率との関連についても述べておこう。先に確認したように、個人所得税収の増加率は実質GDP増加率に連動していたが、社会保障税収はほぼ一定の増加率を維持していた。CBO(2001)によれば、GDP成長率を超える個人所得税の増加率のうち、40%が累進税率に起因する実効税率の上昇であり、30%が実現キャピタル・ゲインによるものであったという<sup>8)</sup>。この点から、社会保障税の増加率が90年代にほぼ一定であった要因を考えると、社会保障税が比例税率であること、課税ベースがキャピタルゲインよりは安定的な給与所得(稼得所得)であること等に起因しているといえるであろう。

さて、社会保障税の増収と法人所得税・個人所得税との関連について考えてみよう。1990年代の社会保障税の税率は、老齢・遺族・障害年金保険(OASID)が12.4%、メディケア入院保険(HI)が2.9%であり、その税率を雇用者と被用者とで半分ずつ負担する構造になっている。まず、被用者の拠出する社会保障税が個人所得税に与える影響についてみると、拠出

7) 算定税率が法定税率より若干高く算定されている。社会保障税の課税ベースとなる稼得所得が租税法上の給与所得と必ずしも一致していないこと等によるものと推察される。

8) CBO(2001), The budget and Economic outlook, Fiscal Year 2002 2001, pp55 56.

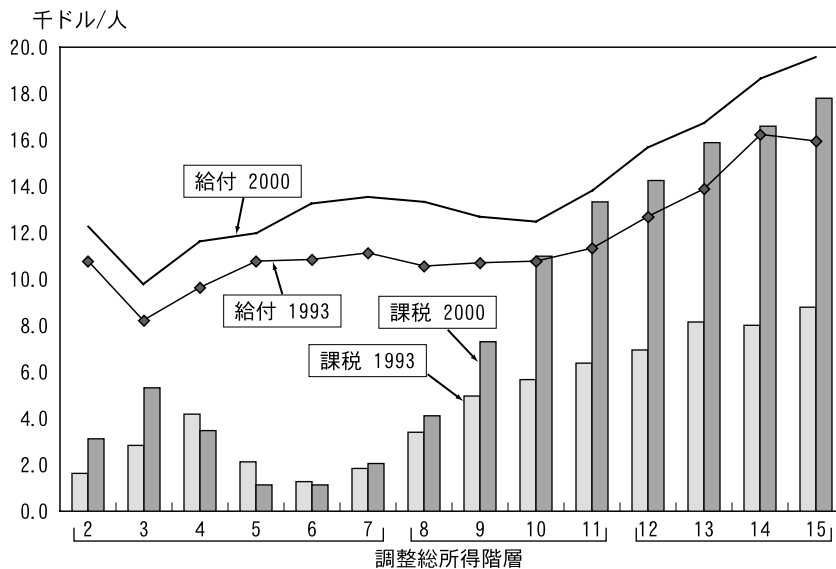


時に被用者負担の社会保障税を個人所得税の課税ベースから控除しないので、個人所得税が社会保障税の影響をうけることはない。一方、雇用者の拠出する社会保障税が法人所得税に与える影響についてみると、拠出時に雇用者負担の社会保障税が法定福利費として損金算入されるので、法人所得税の課税ベースが縮小するという影響を受けている。1990年代には社会保障税の課税ベースの基礎となる給与所得が増加した影響もあり、社会保障税自体が増加している。その半額が雇用主負担の社会保障税であるとすれば、雇用主負担の法定福利費は概ね1990年の27億ドルから2000年の105億ドルへと増大している。言うまでもなく、これに法人税率を乗じた額だけ法人所得税が減少していることになる<sup>9)</sup>。

#### 社会保障給付への個人所得税の強化

1993年の税制改正は、社会保障給付時の課税にもメスを入れた。その内容は、個人所得税の課税ベースに算入する社会保障給付の上限を、50%から85%へ引上げるというものである。既にレーガン政権期の1983年改革において高所得者への課税という名目で社会保障給付への課税がなされるようになっていたが、現実には社会保障給付の50%を上限としていたため、例外的な高所得者への課税という性格は薄められていた。そこで再び改正がなされたわけである。

【図3】 社会保障給付額と個人所得税の課税ベースへの算入額（1993年と2000年）



所得階層区分は【表1】【表3】参照。

(資料) U. S. Department of the Treasury, Statistics of Income individual Income tax Returns, U. S. Government Printing Office. 各年度版より作成。

9) 法人所得税の減収は、後の個人段階の給付時課税により回収されているとの解釈もできる。現実の社会保障税は賦課方式（修正賦課方式）を採用しているが、仮に純粋な積立方式を採用していると想定すれば、拠出時に損金算入となっていた雇用主負担分（+運用収益分）を給付時に個人所得税として課税する仕組みとも解釈できるからである。赤石（2005）も参照されたい。

【図3】によって改正の効果について確認してみよう。

この図は改正前の1993年と改正後の2000年における一人当たり社会保障給付額（「給付」）と個人所得税の課税ベースに算入される社会保障給付額（「課税」）について、所得階層別に示している。折れ線で示している社会保障給付額については、高齢化を反映して2000年の水準が1993年の水準より上回っていることを確認しておけばよいであろう。ここで注目すべきは、棒グラフで示している個人所得税の課税ベースに算入される社会保障給付額（「課税」）の変化である。低所得階層についてみると、1993年と2000年とで金額の差はほとんど見られない。強いて言えば最低所得階層のほうが低所得階層よりも課税ベースに算入される額が大きいが、これらは後に見る勤労所得税額控除（Earned income tax credit, 以下 EITC）等により負担が軽減されている。一方、それとは対照的に高所得階層では社会保障給付額の課税ベースに算入される額が1993年の8.8千ドルから2000年の17.6千ドルと約2倍の増加である。このことから、93年改革は、83年改革で形式的に行われた高所得階層への課税を実質的に強化するものであったことが明確に確認できるであろう。社会保障給付から生じた個人所得税の税収は連邦基金から区分された信託基金の財源となるが、実質的には一般財源からの補填措置の色彩が強い。このことをも考慮に入れれば、この改正は、長年、一般財源からの補填を支持してきたリベラル派の政策が、クリントン政権期に実行に移された側面としてとらえることもできるであろう。

#### 社会保障税と勤労所得税額控除（EITC）：社会保障税と個人所得税の総合負担

社会保障税には基礎控除等がなく、稼得所得が1ドルでも生じた時点から課税される。そのため、低所得者層にとって社会保障税は基礎控除等のある個人所得税以上の打撃となる。

勤労所得税額控除（EITC）は、このような低所得階層の社会保障負担を緩和する側面や、それによって低所得階層の労働供給を促進し自立を支援する側面、さらには低所得階層の勤労者の所得を貧困ライン以上に押し上げる側面を有している<sup>10)</sup>。その基本的仕組は、低所得階層では所得に比例した税額控除がなされる一方で、高所得階層にはその効果が及ばないように一定以上の所得者について控除額を軽減するものである。とりわけ低所得階層では、算定される個人所得税額（税額控除前）が勤労所得税額控除の額よりも小さいケースが発生する。その場合、勤労所得税額控除の額と個人所得税額（税額控除前）の差だけ負の所得税と同様、現金給付（還付）がなされる。

ここでは勤労所得税額控除（EITC）という個人所得税の枠内にある制度が、低所得階層の社会保障税の負担を緩和する側面について、【表6】で確認してみよう。表は社会保障税、個人所得税（EITC 控除前）、そして EITC について示している。低所得階層である30,000ドル以下の階層に着目し、税負担を見てみると社会保障税の負担は一貫して増加している。一方、個

10) EITC については根岸 (1999) (2001) を参照。

【表6】 勤労所得税額控除 (EITC) の個人所得税・社会保障税への影響

(単位：ドル)

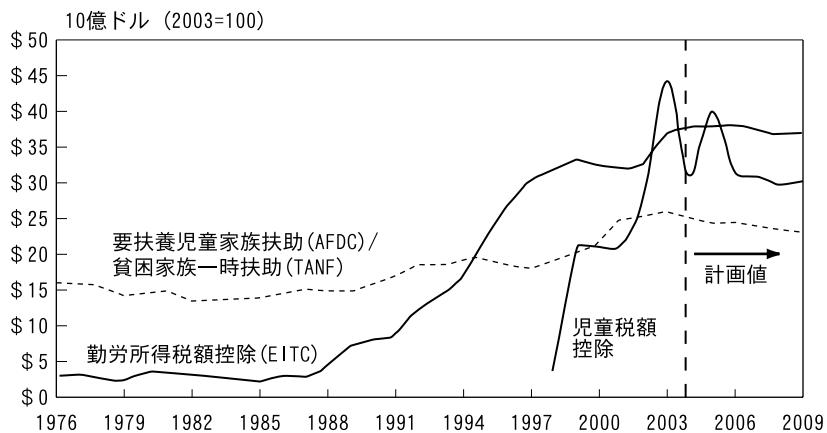
		1999年の調整済調整総所得による区分 (家族)	1979	1984	1989	1994	1999
社会保障税		10,000未満	299	352	381	399	400
		~ 20,000	1,147	1,327	1,431	1,475	1,476
		~ 30,000	2,229	2,565	2,761	2,832	2,833
		~ 40,000	3,317	3,811	4,100	4,199	4,199
		~ 50,000	4,273	4,909	5,279	5,404	5,405
		全家族	3,154	3,743	4,116	4,419	4,456
個人所得税 EITC 実施前		10,000未満	10	36	16	14	28
		~ 20,000	495	666	504	486	466
		~ 30,000	1,755	1,926	1,581	1,552	1,424
		~ 40,000	3,346	3,488	2,816	2,770	2,560
		~ 50,000	5,017	5,155	4,266	4,200	3,963
		全家族	8,354	8,163	6,426	6,809	6,446
EITC		10,000未満	(84)	(80)	(108)	(218)	(275)
		~ 20,000	(273)	(90)	(285)	(570)	(683)
		~ 30,000	(59)	(4)	(97)	(239)	(341)
		~ 40,000	(6)	(1)	(4)	(8)	(22)
		~ 50,000	(1)	0	(1)	(1)	(2)
		全家族	(74)	(3)	(86)	(179)	(226)
統合負担		10,000未満	225	308	289	195	153
		~ 20,000	1,369	1,903	1,650	1,391	1,259
		~ 30,000	3,925	4,487	4,245	4,145	3,916
		~ 40,000	6,657	7,298	6,912	6,961	6,737
		~ 50,000	9,289	10,064	9,544	9,603	9,366
		全家族	11,434	11,903	10,456	11,049	10,676

低所得者層への EITC の影響を見るため、50,000ドル以上の調整総所得は省略している。

社会保障税の雇用主負担は家計に転嫁すると仮定している。

(資料) Mitrusi, A and J. Poterba (2000), Table4, Table8, p. 775, 779を加工。

【図4】 EITC と AFDC / TANF 等との関連



(資料) Steuerle (2004).

人所得税 (EITC 控除前) の負担も、90年代に若干軽減されているものの、社会保障税負担の増加を相殺できるような減少ではない。つまり、社会保障税と個人所得税 (EITC 控除前) の負担を合計すると、1990年代に低所得階層の負担が増加していることになる。しかし、EITC を考慮した「統合負担」を見てみると、これらの低所得階層の租税負担は、むしろ軽減されていることがわかるであろう。

クリントン政権は、EITC が従来から持つ低所得階層の社会保障負担を緩和する側面や、低所得階層の労働供給を促進し自立を支援する側面に加え、貧困ラインよりも低い水準が続いている最低賃金との差額を EITC で埋める役割をも期待し、その強化を図った<sup>11)</sup>。【図4】にあるように、90年代は就労しても貧困になりやすい福祉受給者 (AFDC/TANF 受給者) への最低生活保障として、EITC を拡充している側面がうかがえる。個人所得税を通じた租税優遇措置である EITC は、1990年代以降、従来の社会保障税の負担緩和という機能に加えて、低所得階層への福祉政策機能をも有するようになっていたのである。

### (3) 連邦個人所得税

クリントン政権期における個人所得税の主たる改正は、最高税率引上げ、社会保障給付課税の強化等により高所得者への課税を強化する一方で、EITC の拡充等により低所得者への配慮をも伴ったものであった。これまで個人所得税については法人所得税・社会保障税と関連させた形で、それぞれの箇所ですべてきた。ここでは、それらをふまえて連邦個人所得税の課税ベースの推移と所得階層別分布の変化について確認しておこう。

#### 課税ベースの推移

【表7】は1990年代の連邦個人所得税の課税ベースの推移を示している。個人所得税収は1990年の4,490億ドルから2000年の9820億ドルへと約2倍の増加である。この税収増に対する寄与度が最も高いのは、総所得の70%前後を占め、1990年から2000年にかけて25,990億ドルから44,560億ドルへと71%も増加している「給与所得」であるが、それ以外にもいくつか目立つ項目が存在している。それらを列挙すれば、「キャピタル・ゲイン (443%増, 6150億ドル)」、「IRA 分配額 (464%増, 990億ドル)」、「社会保障給付 (357%増, 900億ドル)」、「S 法人・パートナーシップ (218%増, 2130億ドル)」、「年金所得 (104%増, 3260億ドル)」となる<sup>12)</sup>。累進税率構造にある個人所得税の租税負担の観点から問題となるのは、これらの所得の所得階層別分布である。次にこの点について確認してみよう。

11) 根岸 (2001: 81) は90年代の貧困者への所得保障の変化について、貧困を要件とした公的扶助から就労を前提とする EITC へ実質的に移行したと評価している。

12) 民間年金 (私的年金) にかかわる年金所得や IRA 分配額については紙面の制約から触れないが、1990年代の福祉目的の租税優遇措置の拡大との関連で重要な論点であるため、別の機会に改めて論じることにした。

〔表7〕 連邦個人所得税：課税ベース等の推移

(単位：10億ドル)

	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	増減率 (90/00)
連邦調整総所得 (AGI)	3,439	3,499	3,665	3,760	3,947	4,230	4,579	5,017	5,468	5,912	6,424	6,231	86.8%
給料賃金	2,599	2,674	2,806	2,892	3,027	3,201	3,377	3,614	3,880	4,132	4,456	4,565	71.4%
利子所得	227	209	162	131	126	155	166	172	178	176	199	198	12.2%
配当	80	77	78	80	82	95	104	120	118	132	147	120	83.3%
事業所得	141	142	154	156	166	169	177	187	202	208	214	217	51.2%
キャピタルゲイン (ロス控除)	113	102	116	142	140	167	246	356	446	531	615	325	443.3%
IRA 分配額	18	21	26	27	33	37	46	55	74	87	99	94	463.8%
年金所得	159	177	186	194	205	221	239	260	281	304	326	339	104.5%
賃貸料・ロイヤリティー	4	5	10	18	21	23	28	30	32	36	39	43	879.3%
S法人・パートナーシップ	67	63	88	93	114	126	147	168	187	211	213	225	217.8%
農業所得	0	3	3	4	7	8	7	7	8	6	9	11	1982.7%
失業手当	15	23	31	28	20	19	19	17	17	18	17	27	9.4%
社会保障給付	20	21	23	25	39	46	53	62	69	75	90	94	357.0%
その他	5	8	17	23	23	33	30	28	22	19	14	23	187.7%
連邦所得調整控除	34	35	35	37	39	41	43	47	52	57	59	61	72.5%
	3,405	3,465	3,629	3,723	3,908	4,189	4,536	4,970	5,416	5,855	6,365	6,171	86.9%
項目別控除	458	468	482	490	494	527	573	621	676	741	822	885	79.4%
} 選択													
} 概算控除	331	351	367	382	397	414	426	442	459	464	471	482	42.0%
} 人的控除	466	491	523	541	563	585	599	628	650	669	690	104	48.1%
連邦課税所得 a	2,264	2,284	2,396	2,454	2,598	2,814	3,090	3,429	3,781	4,136	4,544	4,269	100.7%
個人 AMT	1	1	1	2	2	2	3	4	5	6	10	7	1056.3%
税額控除 (除く：EITC)	5	5	6	6	6	7	8	8	8	28	34	44	585.7%
連邦個人所得税 (EITC 控除前) b	449	451	478	505	538	592	659	731	786	873	982	889	118.9%
平均実効税率 b / a	19.8%	19.7%	20.0%	20.6%	20.7%	21.0%	21.3%	21.3%	20.8%	21.1%	21.6%	20.8%	
勤労所得税額控除 (EITC)	8	11	13	16	21	26	29	30	32	32	32	33	444.3%

(資料) U. S. Department of the Treasury, Statistics of Income individual Income tax Returns, U. S. Government Printing Office. 各年度版より作成.

調整総所得階層別の所得分布

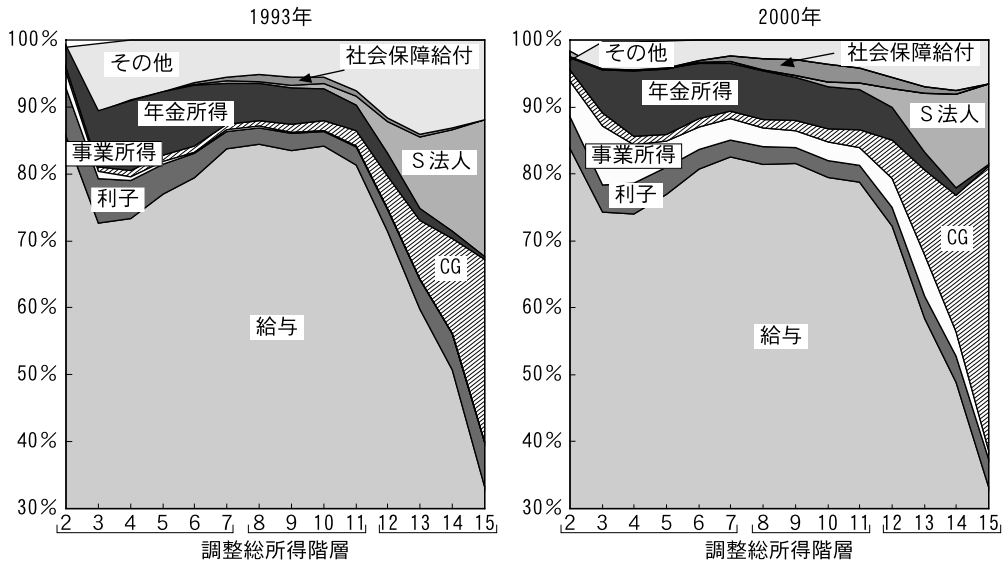
〔図5〕は、クリントン政権前半の1993年と後半の2000年における各所得の所得階層別分布を比較している。既に社会保障税および法人所得税との関連の部分で指摘している「社会保障給付」、「給与所得」、「S法人・パートナーシップ所得」の動向について見ておこう。

「社会保障給付」は、1993年に比して総所得の規模が拡大した2000年の時点でも、総所得に占める割合が増加している。そしてその傾向は、とりわけ中高所得階層で顕著である。言うまでもなくこの増加は、社会保障給付の課税強化を企図した1993年改正の影響である。

一方、「給与所得」の総所得に占める割合は、1993年と2000年とでほとんど変化していない。高所得階層に集中している「S法人・パートナーシップ所得」にいたっては、むしろ割合を減少させている。先に確認したように、これらの所得は金額的には著しい増加を示していた。にもかかわらず、総所得に占める割合は増加していないのである。このような現象が起きる要因として、「キャピタルゲイン (CG)」の著しい増加が指摘できる。

そこで「キャピタル・ゲイン (CG)」をみてみよう。一見して、キャピタルゲインが高額所得階層に偏在していること、そして、93年と比較して2000年にはその傾向に拍車がかかってい

【図5】 連邦個人所得税：調整総所得階層別の総所得に占める所得割合



CG：純キャピタルゲイン 所得階層区分は【表1】【表3】参照。

(資料) U. S. Department of the Treasury, Statistics of Income individual Income tax Returns, U. S. Government Printing Office. 各年度版より作成。

ることが見て取れる。この状況は、1990年から2000年のキャピタル・タルゲインが総所得の中で最大の増加率（443%）であったことと符合している。つまり、金額的に増大していた高所得階層の「給与所得」や「S法人・パートナーシップ所得」の割合が2000年に増加していないのは、「キャピタル・ゲイン（CG）」が「給与所得」や「S法人・パートナーシップ所得」以上に増加し、総所得を増加させたことに起因しているのである。

#### 法定最高限界税率

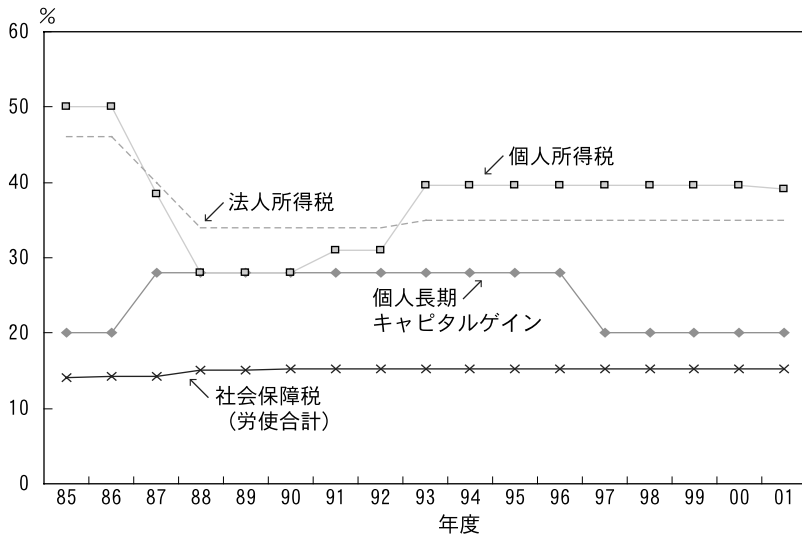
個人所得税の税収は、課税ベースのみで決まるものではない。税率等についても確認しておく必要がある。【図6】で税率の推移を確認しよう。

1990年代の税率の推移で留意すべきは、90年代前半の個人所得税・法人税得税の最高税率（31% 39.4%、34% 35%）引上げと、90年代後半の個人長期キャピタル・ゲイン税率（28% 20%）の引下げである。

まず「キャピタル・ゲイン（CG）」に関連する長期キャピタル・ゲイン税率引き下げについてみておこう。一般的に、キャピタル・ゲインへの税率が高いと、資産の移転延期等により利益の実現を凍結させる効果（いわゆるロック・イン効果）があるといわれる。この点、CBO（2001）では、1997年の長期キャピタル・ゲイン税率の引下げが、ロック・イン効果を解除したことを指摘している<sup>13)</sup>。つまり、キャピタル・ゲイン税率引き下げによって株式等の活発な

13) CBO (2001 : 5).

【図6】 連邦政府：法定最高限界税率の推移



(資料) U. S. Department of the Treasury, Statistics of Income Corporation Income tax Returns (2004).  
 U. S. Department of the Treasury, Statistics of Income Individual Income tax Returns (2005).  
 U. S. Social Security Administration (2005) より作成。

売買が行われ、その結果、多額の「キャピタル・ゲイン」が実現したというものである<sup>14)</sup>。

次に、個人所得税の最高税率引上げについてみておこう。これまで焦点としてきた「給与所得」「社会保障給付」「S法人・パートナーシップ所得」等は90年代に増加し、その増加は特に高額所得階層に集中していた。このことは、財政再建との関連でも重要である。つまり、1990年代に増加した所得は高所得階層に多く分布したため、個人所得税の機能強化を図るべく累進性を強化した1990年代前半の政策が、90年代後半に有効に機能し、財政再建に寄与したのである。

最後に、法人所得税の最高税率引上げについて、C法人とS法人との関連で見ておこう。課税の観点から見れば、C法人は一般的に法人所得税の対象であり、S法人は個人所得税の対象となる。さきにもたようにS法人が急激に増加したのは、1986年の税制改革で個人所得税の最高税率(50%→28%)が法人所得税の最高税率(46%→34%)より低くなったためであると説明されることが多い。しかし、クリントン政権期の前半には再び個人所得税の最高税率(31%→39.4%)が法人所得税の最高税率(34%→35%)よりも高くなった。そのため、税率差異の有利性によりS法人が増加したのであれば、こんどはS法人の数が減少してもよいはずである、しかし、個人所得税の対象となるS法人は数も所得もむしろ増加している。そこで配慮すべきは、1996年にS法人の利便性を高める改正が行われたことである。

S法人は一方で法人の「有限責任性」とパートナーシップの「Pass-through 課税」という

14) 渋谷 (2005 : 250-270) も参照。

【表8】 連邦個人所得税：平均実効税率の推移

調整総所得階層 (ドル)		93	94	95	96	97	98	99	00	01
\$ 1 under \$ 5,000	2	17.3%	16.8%	17.1%	17.0%	16.5%	15.1%	14.8%	14.8%	12.6%
\$ 5,000 under \$ 10,000	3	15.5%	15.4%	15.2%	15.3%	15.2%	15.0%	15.0%	15.1%	12.0%
\$ 10,000 under \$ 15,000	4	15.1%	15.1%	15.5%	15.1%	15.0%	14.9%	14.9%	14.9%	14.4%
\$ 15,000 under \$ 20,000	5	15.0%	15.1%	15.0%	15.0%	15.0%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%
\$ 20,000 under \$ 25,000	6	15.0%	15.1%	15.0%	15.0%	15.0%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%
\$ 25,000 under \$ 30,000	7	15.1%	15.1%	15.0%	15.0%	15.0%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%
\$ 30,000 under \$ 40,000	8	16.0%	15.9%	15.8%	15.7%	15.6%	15.4%	15.4%	15.3%	15.2%
\$ 40,000 under \$ 50,000	9	16.3%	16.4%	16.3%	16.4%	16.3%	16.3%	16.3%	16.3%	16.2%
\$ 50,000 under \$ 75,000	10	17.8%	17.6%	17.4%	17.4%	17.2%	17.0%	17.0%	17.0%	16.9%
\$ 75,000 under \$ 100,000	11	20.7%	20.6%	20.3%	20.2%	19.9%	19.5%	19.5%	19.4%	19.0%
\$ 100,000 under \$ 200,000	12	24.1%	24.0%	23.7%	23.6%	23.1%	22.7%	22.6%	22.7%	22.3%
\$ 200,000 under \$ 500,000	13	30.1%	30.1%	30.0%	29.6%	28.7%	28.1%	28.0%	28.3%	28.3%
\$ 500,000 under \$ 1,000,000	14	34.3%	34.3%	34.3%	34.0%	32.8%	31.8%	31.9%	32.2%	32.7%
\$ 1,000,000 or more	15	35.6%	35.5%	35.5%	34.7%	32.3%	30.6%	31.1%	31.2%	32.7%
合計		20.7%	20.8%	21.2%	21.6%	21.6%	21.5%	21.9%	22.4%	21.9%
所得税収 (控除前) 10億ドル		509	542	596	667	739	814	907	1,018	934

平均実効税率 = 個人所得税 (税額控除前) / 課税所得として算出

(資料) U. S. Department of the Treasury, Statistics of Income individual Income tax Returns, U. S. Government Printing Office. 各年度版より作成。

両方の利点を有するが、他方で法人としての「自由度」とパートナーシップとしての「柔軟性」の両方を犠牲にしている。1996年改正は90年代に州レベルで認められるようになった有限責任会社 (Limited Liability Companies. 以下, LLC) の増加に対応するため, S法人の「自由度」の低さを解消するために行われた<sup>15)</sup>。90年代に税率差異が逆転したにもかかわらずS法人が一貫して増加した一因に, LLCの増加に対応したS法人の制度改正の影響があることは, 無視できない事象であろう。1990年代のLLCの増加とS法人については, カリフォルニア州のところで再度触れることにしたい。

#### 調整総所得階層別の租税負担の変化

本節の最後に, 【表8】を用いて所得階層別の租税負担の推移について確認しておこう。申告者の平均実効税率は1993年の20.7%から2000年の22.4%と, 1990年代を通じて上昇傾向にある。これは好景気による課税所得の増大と累進税率が機能していることを示しているといえるであろう。ただし, 調整総所得100,000ドル以上の高所得階層に着目すると, 97年以降はそれ以前と比べて負担率が減少している。とりわけ, 最高所得階層である1,000,000ドル超では96年の34.7%から97年の32.3%へと約2.4ポイント減少している。ここでは, キャピタル・ゲインは高所得階層に偏在していることから, 97年におこなった個人長期キャピタル・ゲインの税率引き下げが, 高所得階層にとって負担軽減効果があったことを確認できるであろう。一方, 低中所得階層でも相対的に負担が増加しているわけではない。というのは, 勤労所得税額控除 (EITC) の引き上げにより, 低中所得階層の負担を軽減していたからである。

15) 主として法人の資金調達を容易にする観点と, 親子法人組織を用いた法人としての事業の発展を容易にするという観点からの改正であった (佐藤 (1998: 46))。



## 2. 連邦政府と州政府の租税政策との関連

本節は、主としてクリントン政権期におけるカリフォルニア州政府の法人所得税、個人所得税、社会保障税の相互関連を検討する準備段階として、連邦政府と州政府の全般的な租税関係、つまり垂直的租税関係について整理する。また、カリフォルニア州のユニタリー・タックスを事例としながら、1990年代における連邦政府の課税権と州政府の課税権の問題と、州政府間の課税権の空白と競合の問題を見ておきたい。

### (1) 州個人所得税の算定構造

アメリカの州個人所得税の課税ベースは、連邦個人所得税の課税ベースにリンクしているため、連邦政府と州政府との垂直的租税関係が発生する。その算定構造の概略を示せば【表9】のようになる。

【表9】 州個人所得税の算定構造

	連邦の調整総所得 (AGI)
±	州租税法上の加算減算項目
-	所得控除額
-	人的控除額( 1)
	州の課税所得

( 1 ) カリフォルニアは税額控除で対応。

州課税ベースの連邦の課税ベースへのリンクの方式には、州課税ベースを 連邦調整総所得 (Adjusted Gross Income : AGI) にしているもの、 連邦課税所得にしているもの、 連邦税額の一定割合にしているものの3つに分類できる。これらの共通の特徴は、第一に、連邦の課税ベースとの関連があること、つまり垂直的租税関係が存在していることであり、第二に、連邦の租税政策の影響を受けない州独自の側面があるということである。

次節で検討するカリフォルニア州は、 の連邦調整総所得 (AGI) を課税ベースにし、連邦所得税の改正の影響を自動的に受ける点では他の2つの方式と同様である。しかし、州独自の施策という観点から見ると、税率決定や州による加算・減算項目等、州が裁量を持つ範囲が最も広い点が他の方法に比した長所といえる。とりわけ州による加算・減算項目では、連邦の租税政策と州の租税政策の内容の相違が明らかになる。カリフォルニア州で代表的なものを挙げれば、連邦政府で課税対象であるが州政府で減算する社会保障給付や失業給付、連邦で課税対象ではないが州政府では加算する州内発行以外の債券利子等となる。

ここでは、カリフォルニア州の個人所得税には連邦政府の租税政策が影響する可能性も残っているが、州政府の裁量が働く余地も大きい点を指摘しておこう。

## (2) 州法人所得税の算定構造とカリフォルニア州のユニタリー・タックス

## 州法人所得税の算定構造

アメリカの州法人所得税はユニタリー課税方式をとっている。ユニタリー課税とは、アメリカの州法人税における課税所得の特殊な計算方法であり、多州籍又は多国籍企業が、州の内外でユニタリービジネスとよばれる単一の事業を行っている場合に、州に帰属する所得を個別に計算する代わりに、全体の事業所得を一定の配賦方式によって州に配分した金額をその州の課税所得として課税する方法である<sup>16)</sup>。連邦課税所得を基礎にするので連邦政府の改正を受けること（つまり垂直的租税関係が存在していること）、税率決定や加算・減算等に関して連邦の租税政策の影響を受けない州独自の側面があること等は州個人所得税と変わりはない。しかし、事業所得と非事業所得に区別したり、事業所得に定式配賦率を乗じたりと、州個人所得税よりもやや複雑な過程を経て算定される。これらの点について、【表10】を用いながら段階別に説明してみたい。

【表10】 州法人所得税の算定構造

1	連邦課税所得			
2	± 州租税法上の加算減算項目			
	州純所得（配賦計算前）			
3	- 州純所得（州内のみ活動法人）			
	- 非事業所得（ 1 ）			
	配賦対象事業所得（ 2 ）			
4	× 定式配賦率		特定配分	
	配賦事業所得			
	+ 配分非事業所得			
5	州純所得（州外でも活動している法人）			直課
	+ 州純所得（州内のみ活動法人）			
	州純所得（配賦計算後）			

( 1 ) 賃貸料・ロイヤリティー（動産・不動産）、キャピタルゲイン、利子収入、配当収入、特許権収入、著作権収入に限定。

( 2 ) カリフォルニアは国内源泉所得のみを合算する水際方式と全世界合算方式の選択。

第一段階では、ユニタリー事業の範囲を決定する。その決定はユニタリー課税のなされるユニタリー事業の範囲そのものの決定のみならず、ユニタリー課税の範囲をアメリカ国内に限るか（水際方式）、アメリカ国外にまで拡張させるか（全世界合算課税方式）という決定をも含む。このユニタリーの範囲は、連邦政府の課税権と州政府の課税権が重複することもあるため問題が生じる。次節で検討するカリフォルニア州では、水際方式と世界合算方式のいずれかを継続的に選択することが可能となっている。

16) 宮坂（1985：1）。

第二段階では、ユニタリー事業を行う法人が連邦租税法により算定した「連邦課税所得」を州租税法で算定した「州純所得（配賦計算前）」に調整する。この調整では、連邦の租税政策と州の租税政策の相違が明らかになる。代表的なものを挙げれば、連邦で控除した税額や所得の加算、政府債務からの受取利息の加算、合算課税に含まれる企業内での受取配当の減算、減価償却費やキャピタル・ゲインの取り扱い等となる。

第三段階では、「配賦対象事業所得（州外でも活動している法人）」を算定する。第二段階で算定した「州純所得（配賦計算前）」から「州純所得（州内のみ活動法人）」と「非事業所得」を控除して算定する。

第四段階では、算定された「配賦対象事業所得（州外でも活動している法人）」に「定式配賦率」を乗じて「配賦事業所得」を決定する。この「定式配賦率」は、各州政府間で統一されているわけではなく、それぞれ異なっていることから、州法人所得税の課税には空白や二重課税が生じることになる。

第五段階では、「配賦事業所得」に「非事業所得」を特定配分して「州純所得（州外でも活動している法人）」を決定する（州内のみで活動している法人の場合は、配賦計算のないまま「州純所得（州内のみ活動法人）」となる）。

以上の算定構造から見ると、課税ベース、定式配賦率、税率、税額控除に州政府の裁量が働余地があることがわかるであろう。ここではカリフォルニア州の州法人所得税も、連邦の租税政策が影響する可能性が残っているが、州政府の裁量が働く余地も大きいことを指摘しておこう。

#### カリフォルニア州法人所得税：ユニタリー・タックス

1990年代における連邦政府の課税権と州政府の課税権の問題と、州政府間の課税権の空白と競合という問題について、カリフォルニア州の法人所得税を事例にして説明しておこう。そこで着目するのは、州法人所得税の算定構造における第一段階のユニタリー事業の範囲の決定と、第四段階の「定式配賦率」である。

##### 1) ユニタリー事業の範囲：連邦の課税権と州の課税権との関連

算定構造の第一段階であるユニタリー事業の範囲の決定で興味深いのは、州の課税権の行使であるにもかかわらず、連邦政府の課税権や諸政策と相互に影響しあっていることである。というのは、ユニタリー事業の範囲の決定が、ユニタリー課税のおこなわれるユニタリー事業の範囲そのものの決定のみならず、ユニタリー課税の範囲をアメリカ国内に限るか（水際方式）、アメリカ国外にまで拡張させるか（全世界合算課税方式）という決定をも含むからである<sup>17)</sup>。

17) ユニタリー事業の範囲について各州の租税法に明確な基準はないため、判例による三要素の一定性テストや貢献度及び依存度テストが一般的判定基準として用いられている。たとえば、共通の株式による50%以上の株式所有、一体的運営（会計・購買・広告・経営等）、一体的機能（執行機関・業務システム）の三要素に一体性がある場合、ユニタリー事業が存在すると判定される。

全世界合算所得のユニタリー課税の範囲に関する主たる論点は、アメリカ国内に親会社がある場合でアメリカ国外の子会社所得も合算課税を行うものと、アメリカ国内に子会社がある場合でアメリカ国外の親会社の所得も合算課税を行うものに分けることができる。前者の合算は1983年に最高裁で合憲の判決が下されたが<sup>18)</sup>、後者のアメリカ国外の親会社所得を合算するケースには最高裁の判例がなく、とりわけ1980年代後半から1990年代前半にはカリフォルニア州等で論争となっていた。この点についてもう少し内容を見ておこう。

1980年代後半から90年代前半にかけて双子の赤字を背景に連邦政府が始めた外国支配の在米子会社 (FCDC) への課税強化とあいまって、カリフォルニア州政府の全世界合算課税方式が貿易相手国からの批判を浴び、国際問題にまで発展していた。この時代の連邦政府の大統領であるレーガンとブッシュは、カリフォルニア州等のいくつかの州政府が採用している全世界合算課税方式に対し明確に反対の立場をとっていた<sup>19)</sup>。つまり、当時の共和党政権は州政府の課税権を制限することで、貿易相手国との紛争を解消しようとしていた。

これに対してカリフォルニア州政府は、1988年1月1日以降に開始する課税年度より従来の全世界合算課税方式に加えて水際方式の選択を認めつつ、水際方式の選択に際して選択料の徴収、国外の詳細な情報開示も含んだ国内業務開示表 (DDS) の添付義務、選択継続期間5年間といった条件を多国籍企業に課した。カリフォルニア州政府が水際方式を導入したのは、多国籍企業の州法人税の適用範囲をアメリカ国内の会社に限定することで、各国の多国籍企業から批判されていた国際的 (経済的) 二重課税等の批判を回避しようとしたことにある。通常、国際的 (経済的) 二重課税が生じるのであれば外国税額控除等に対応すればよいが、租税条約による外国税額控除は中央政府間の条約である。そのため、中央政府でないカリフォルニア州政府は、中央政府とは別の方法で対応する必要があったのである。

しかし、カリフォルニア州政府による1988年の水際方式の導入によって全世界合算課税方式の問題が完全に解決されたわけではなかった。というのは、先にみたように子会社の所在地となっている州政府が国外親会社の所得を子会社の所得に合算課税するケースには最高裁の判事はなく、パークレー銀行訴訟<sup>20)</sup>として争われていたからである。

折りしも連邦政府では1992年秋の大統領選挙の末、ブッシュ共和党政権からクリントン民主党政権へと政権が交代している時期でもあった。この政権交代がカリフォルニア州の態度やパークレー訴訟にも影響を与えた側面がある。

1992年の春、民主党の大統領候補であったクリントンは、カリフォルニア州の担当官に対し、将来のクリントン政権がパークレー銀行訴訟その他の関連事案においてカリフォルニア州の法

---

18) Container Corp. のケース。

19) Turro (1993)

20) 詳しくは平野嘉秋 (1997) 参照。

律上の地位を支援することを約束していた<sup>21)</sup>。この頃、原告親会社の所在地となっていたイギリス政府は、EC加盟国、カナダ、オーストラリアおよび日本とともに、全世界合算課税方式はアメリカ連邦政府が締結している二国間租税条約を支えている独立企業間原則及び既に確立された国際的な取引制度に違反するものであるとの不満を示していた。これに対し、被告であるカリフォルニア州政府は、1988年の改正に続いて1993年10月に水際方式選択時の選択料の廃止・国外の詳細な情報開示も含まれた国内業務開示表（DDS）の添付義務の廃止・選択継続期間の延長（5 7年）等の改正をおこなった。この改正は1994年1月1日以降に開始する課税年度から適用となるもので、過年度に遡及はしないが、納税者にとって水際方式の選択を容易にするものであった。そしてこのようなカリフォルニア州の対応を後押しするかのごとく、既に大統領となっていたクリントンは、1994年1月に先の選挙公約を履行する形でカリフォルニア州の課税を支持する意見を法廷に提出している<sup>22)</sup>。結局、連邦最高裁判所は1994年6月20日、上訴を棄却した。つまり、国外に親会社を持つアメリカ子会社の課税の際に、州政府が国外の親会社所得を合算して課税することが合憲と判事されたのである。

このような形で決着したユニタリーの事業範囲について、興味深い点を2点ほど指摘しておこう。第一に、連邦政府（政権）のユニタリー課税に対する姿勢の変化と州の租税政策との関連である。1994年1月の連邦政府（クリントン民主党政権）による法定意見書は、州政府による全世界合算課税方式を反対してきた前共和党政権のスタンスを180度転換させるものであった。カリフォルニア州はそれ以前の1993年10月、水際方式の採用を容易にする一連の改正を行っている。この改正は、直接的にはともすれば差別的であった外国多国籍企業の事務処理負担を緩和したものであり、間接的には係争中であった全世界合算課税が「外国多国籍企業にとって差別的である」と判示されるのを抑止するものとして評価できる。しかしここではそれ以上に、1994年1月以前からクリントンが示していた全世界合算方式容認の姿勢、言い換えれば共和党政権からクリントン民主党政権へと政権が交代した連邦政府の姿勢を、カリフォルニア州政府が意識した上での改正であったことを指摘しておきたい。

第二に、連邦政府の通商政策と州政府の租税政策との関連である。近年、通商政策と租税政策との関連が取り上げられている<sup>23)</sup>。パークレー銀行訴訟で問題となった一つは、全世界ベースのユニタリー課税という州政府の租税政策が、連邦政府による通商政策を侵害するか否かというものであった点は興味深い。このような観点からすれば、連邦の通商政策と州の租税政策、そして連邦政府の国際租税政策についても検討する必要があるが、この点については別の機会に触れることにしたい。

## 2) 事業所得の配賦方式：州政府間の課税権の空白と競合

21) Turro (1993)

22) Turro (1994)

23) たとえば、増井 (2001) 参照。

算定構造の第四段階で適用される「定式配賦率」は、各州政府間で統一されているわけではなく、それぞれ異なっている<sup>24)</sup>。このような配賦方式の多様化は、統一された配賦方式を採用すれば生じることのない、課税の空白や二重課税を各州政府にもたらす。

カリフォルニア州では1993年の改正により、資産・給与・売上高の3要素・均一ウエイト方式から3要素・売上高ダブルウエイト方式に変更した。この改正の当初の見通しについて、カリフォルニア議会分析局は以下のように述べている<sup>25)</sup>。

「この改正の結果、カリフォルニア州内での活動の割合が高い多州籍又は多国籍企業の租税負担が減少するが、カリフォルニア州外での活動の割合が高い多州籍又は多国籍企業の租税負担が増加する。全てを考慮すると、この方法（3要素売上高ダブルウエイト方式：引用者）は1994年6月からの一年間の州歳入を約15百万ドル増加させるであろう。」

この改正は、カリフォルニア州内で主たる製造活動を行う企業に対する減税措置であり、それにより、雇用拡大をも意図していた<sup>26)</sup>。しかし他方で、カリフォルニア州外で大規模な製造活動を行ない、州内で販売活動を行っている企業に対する増税（租税輸出）でもあった。カリフォルニア州政府としては、州での雇用を確保しつつ、これら減税・増税両者のネットで増収を図ろうとする意図があったといえよう。次節ではこれらを含めたカリフォルニア州の課税状況の実態を確認してみたい。

### 3. カリフォルニア州における水平的租税関係と連邦政府との垂直的租税関係

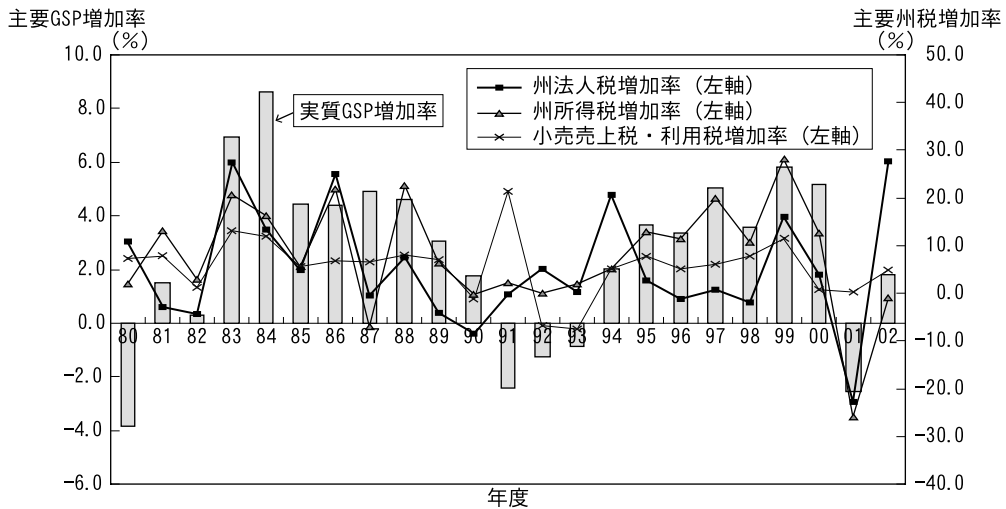
【図7】はカリフォルニア州政府の主要税収増加率と実質州内総生産増加率（Gross State Product 増加率。以後、実質GSP増加率）の推移を示している。1990年代についてみると、カリフォルニア州の主要税収は先に見た連邦政府とは必ずしも同じ動きをしているわけではなく、むしろ連邦税収よりも変動が大きい。例えば、法人所得税を見ると、90年代の連邦法人所得税の増加率は減少傾向を示していたが、カリフォルニア州の法人所得税の増加率はそれ以上に急速な減少をみせ、ほぼ増加率が0%の状況になっている。一方、個人所得税を見ると、連邦以上にカリフォルニア州の個人所得税の増加率が急速に増加している。この現象は、全米最大規模の経済を誇るカリフォルニア州の地域的要因による部分もあるといえるが、連邦の租税政策とカリフォルニア州の租税政策とが相違していることから生じている側面もあるであろう。本節では、主としてクリントン政権期におけるカリフォルニア州政府の法人所得税、個人所得税、社会保険税の相互関連について、前節で確認した州個人所得税や州法人所得税等の算

24) 各州の定式配賦方式等については、小泉（2004：152-163）参照。

25) California Legislative Analyst's Office（1994：59）

26) 減税の副次的効果として、投資や雇用の拡大により財産税や個人所得税の増大がもたらされる側面もある。

【図7】 カリフォルニア州：主要税収増加率と実質GSP増加率（対前年比）



(資料) California Statistical Abstract. 及び California Legislative Analyst's office (2006) より作成.

定構造を踏まえつつ検討してみたい。

(1) カリフォルニア州の法人所得税

州法人所得税の課税ベースの推移

【表11】は州法人所得税の算定構造に即したカリフォルニア州の課税ベースの推移を表している<sup>27)</sup>。いま、表にあるように連邦の課税ベースから州の課税ベースを算定する全過程をCとし、「連邦純所得（州調整前）」を州調整によって「州純所得（配賦前）」へと導く算定過程をA、「州純所得（配賦前）」から配賦計算等を経て「州純所得（配賦後）」へと導く算定過程をBとすると、以下の関係式が成立する。

$$\underbrace{\frac{\text{州純所得（配賦後）}}{\text{連邦純所得（州調整前）}}}_{\text{C 比率}} = \underbrace{\frac{\text{州純所得（配賦前）}}{\text{連邦純所得（州調整前）}}}_{\text{A 比率}} \times \underbrace{\frac{\text{州純所得（配賦後）}}{\text{州純所得（配賦前）}}}_{\text{B 比率}}$$

Aの過程を見てみると、「連邦純所得（州調整前）」の増加率は54.2%であるのに対し、「州純所得（配賦前）」の増加率は30.2%である。また、Bの過程を見てみると、配賦対象事業所得の増加率が29.7%、「州純所得（州外活動法人）」の増加率はマイナス7.5%、「州純所得（州内活動法人）」の増加率は177.2%である。これらの要因は何であろうか。ここではAとBの2

27) 1990年代の法人所得税の分析ではC法人とS法人を区分して行うべきであるが、S法人に関する1980年代から1990年代前半までのデータ入手が限定的であるため、基本的には合計したデータを用いつつ、可能な限りにおいてC法人とS法人とに区分することをあらかじめ断っておきたい。

[表11] カリフォルニア州法人所得税：課税所得（S法人含む）

(単位：百万ドル)

		90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	増減率 (90/00)	
A	連邦純所得(州調整前)	369,191	260,237	248,326	308,600	349,458	429,328	510,537	562,444	669,160	511,381	569,194	325,431	54.2%	
	州調整	加算	86,514	83,966	79,899	101,286	102,130	127,575	201,286	234,927	375,931	N/A	N/A	N/A	-
		減算	155,717	159,269	152,002	144,572	168,932	193,567	272,710	301,632	474,072	N/A	N/A	N/A	-
州純所得(配賦前)		299,988	184,934	176,223	265,314	282,656	363,336	439,112	495,739	571,018	354,169	390,483	194,233	30.2%	
B	配賦対象事業所得	配賦対象事業所得	265,382	182,580	163,147	250,333	264,032	334,295	417,577	438,363	531,237	319,687	344,116	159,880	29.7%
		(×) 定式配賦率	9.68%	8.60%	10.64%	8.92%	11.41%	11.09%	10.35%	9.05%	7.54%	11.02%	10.9%	9.4%	12.4%
		配賦事業所得	24,312	17,848	16,256	20,335	29,207	36,612	39,014	41,296	36,025	30,480	19,903	5,668	18.1%
	(+) 配分非事業所得	(+) 配分非事業所得	889	382	476	706	378	841	482	872	851	622	840	787	5.5%
		州純所得(州外活動法人)	25,150	18,177	16,256	20,926	29,498	37,362	39,468	42,026	36,820	30,410	23,262	7,429	7.5%
	州純所得(州内活動法人)		3,824	868	142	808	3,399	5,622	7,796	12,141	13,700	14,910	10,597	10,131	177.2%
	州純所得(配賦後)		28,974	19,045	16,114	20,118	32,897	42,985	47,264	54,167	50,520	45,319	33,860	17,560	16.9%
	(-) 繰越欠損金等		N/A	N/A	N/A	N/A	5,142	5,172	5,192	5,864	5,800	5,600	7,833	7,092	-
州法人税課税所得		N/A	N/A	N/A	N/A	27,754	37,813	42,072	48,303	44,720	39,720	26,027	10,468	-	
C	州法人税合計	通常法人税	4,435	3,923	3,989	4,087	4,546	5,345	5,692	5,985	5,869	6,072	6,969	6,019	57.1%
		税額控除	124	143	193	220	345	666	908	864	939	884	1,181	955	848.4%
		法人 AMT	106	71	69	61	84	68	92	71	84	117	125	59	18.2%
		州法人税合計	4,416	3,861	3,866	3,929	4,292	4,757	4,882	5,204	5,024	5,305	5,913	5,122	33.9%

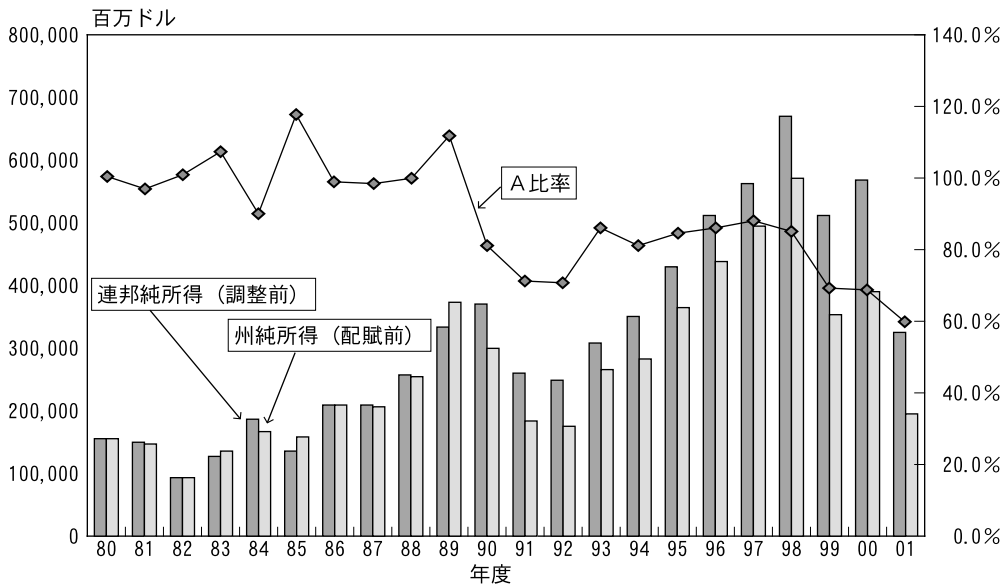
(資料) State of California, Franchise Tax Board, Annual Report. 各年度より作成。

つ算定過程に分けて、分析してみよう。

1) A：「連邦純所得（州調整前）」から「州純所得（配賦前）」へ

【図8】は1980年から2001年までの「連邦純所得（州調整前）」と「州純所得（配賦前）」の金額と、「連邦純所得（州調整前）」で「州純所得（配賦前）」を除したA比率という2つの推移を示している。

【図8】 カリフォルニア州：連邦純所得（州調整前）から州純所得（配賦前）への調整



(資料) State of California, Franchise Tax Board, Annual Report. 各年度より作成。



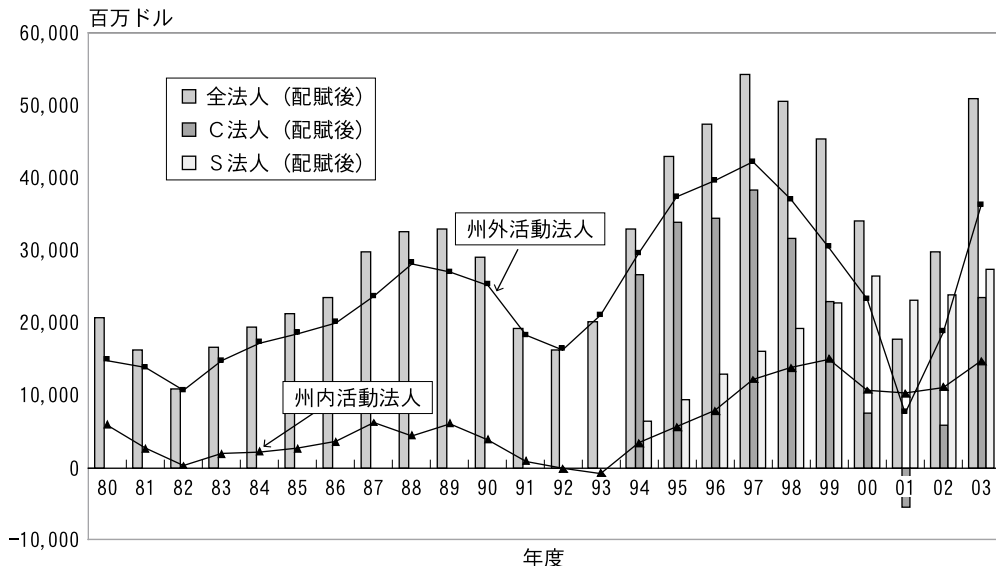
「連邦純所得（州調整前）」と「州純所得（配賦前）」には州調整の影響に加えて全世界合算課税方式と水際方式による影響も含まれている。残念ながら水際方式の選択が可能となった1988年以降の「連邦純所得（州調整前）」と「州純所得（配賦前）」の金額の一時的減少が、全世界合算方式から水際方式への変更の影響であるのか、あるいは景気変動による減少であるのか、各項目別の寄与度は明らかではない。

しかし、A比率の推移を見る限り、少なくとも1980年代には連邦の課税所得に対し加算調整、つまり州の課税ベースを拡大するような増税政策の採用もなされていたこと、一方で、1990年代になると一転して減税政策がとられ、とりわけ後半になるとその傾向がますます強くなっていったことがわかるであろう。先に見たように、1990年から2000年までの「連邦純所得（州調整前）」の増加率は54.2%であるのに対し、「州純所得（配賦前）」の増加率は30.2%であった。その要因は、カリフォルニア州政府が、州調整の段階において州法人所得税の課税ベースを削減する政策を1990年代を通じて実施していたことによるといえよう。

## 2) B：「州純所得（配賦前）」から配賦計算、そして「州純所得（配賦後）」へ

Bの過程は州内のみで活動している法人（以下、州内活動法人）と、州内のみならず州外活動も行っている法人（以下、州外活動法人）とに分けて分析する必要がある。というのは、Bの過程の最終段階で算定される「州純所得（配賦後）」が、州内活動法人の「州純所得（州内活動法人）」と、州外活動法人の「配賦対象事業所得」に「定式配賦率」を乗じて算定した「州純所得（州外活動法人）」とを合算したものである。それぞれの規模について【図9】により、確認してみよう。

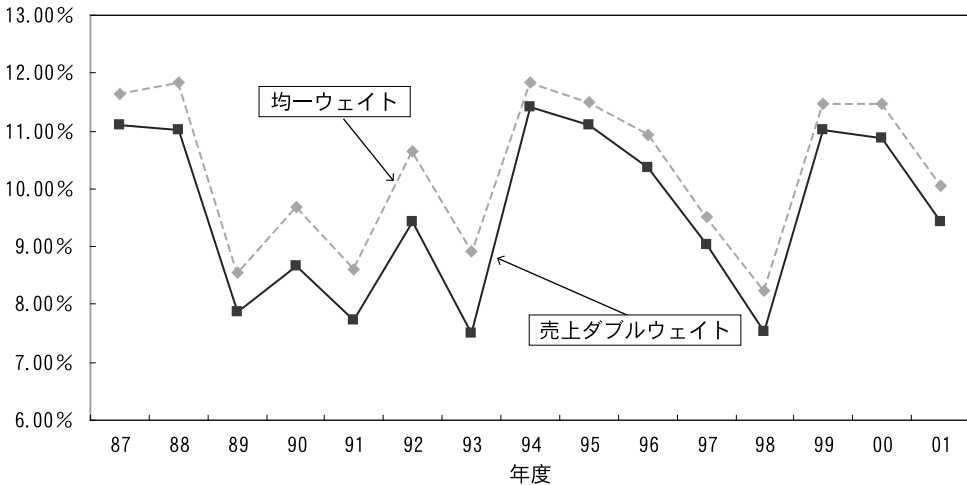
【図9】 カリフォルニア州：活動別・法人別の州純所得（配賦後）



(資料) State of California, Franchise Tax Board, Annual Report. 各年度より作成。

折れ線グラフに着目すると、「州純所得（配賦後）」の内訳のほとんどが「州外活動法人」の純所得であり、「州内活動法人」の純所得は1994年以降のS法人の州純所得の増加にほぼ連動していることがわかる。先に見た「州純所得（州内活動法人）」の増加率117.2%の要因は、州内活動法人の大半を占めるS法人の課税所得が増加していたことによるといえよう。一方、「州純所得（州外活動法人）」の増加率はマイナス7.5%となっていた。この要因は、棒グラフで減少しているC法人の課税所得によるといえるが、それに加えて「配賦対象事業所得」から「州純所得（州外活動法人）」を算定する際に乗じる「定式配賦率」の影響も考慮する必要がある。資料の制約上、1987年の全法人（C法人とS法人の合算）しかわからないが、【図10】により現実の「定式配賦率」の推移が確認できる。

【図10】 カリフォルニア州法人所得税：定式配賦率の推移



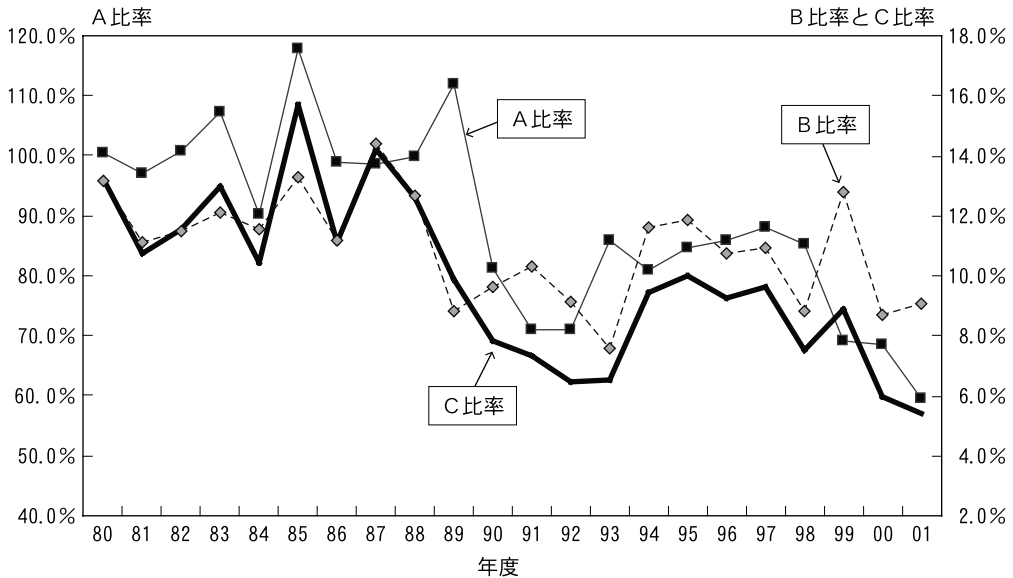
(資料) State of California, Franchise Tax Board, Annual Report. 各年度より作成。

カリフォルニア州では1993年の改正で「定式配賦率」の算定方式を3要素・均一ウェイト方式から3要素・売上高ダブルウェイト方式へ変更することで、州法人所得税の増収を意図していたことは先に確認した。この点について「定式配賦率」の現実の推移を見てみると、改正した直後の1994年は売上高ダブルウェイト方式の配賦率が均一ウェイト方式に近づきそれを超える可能性があったが、その後は改正前よりも低い水準で一定の乖離を保っている。つまり当初の意図に反して、現実には「定式配賦率」は増加せずむしろ減少し、州法人所得税の課税ベースを縮小させるという結果をもたらしたのである。

### 3) 「州純所得（配賦後）」の現実

最後に、AとBの過程を合算したC過程、つまり連邦の課税ベースと州の課税ベースとの関係を【図11】で確認してみよう。

【図11】 連邦課税ベースに占めるカリフォルニア州課税ベースの推移及び要因分析（全法人）



(資料) State of California, Franchise Tax Board, Annual Report. 各年度より作成。

「州純所得（配賦後）／連邦純所得（州調整前）」比率（C）は、1980年代に比して1990年代前半は著しく低下し、1994年に「定式配賦率」の上昇とともに若干上昇したが、1990年代を通じて1980年代の水準を回復することはなかったことが確認できる。このC比率の減少は、1990年代に「連邦純所得（州調整前）」の動きに比して「州純所得（配賦後）」が縮小したことを示している。1990年代のカリフォルニア州の租税政策は、全般的に連邦の課税ベースを縮小させるものであったことが再確認できるであろう。

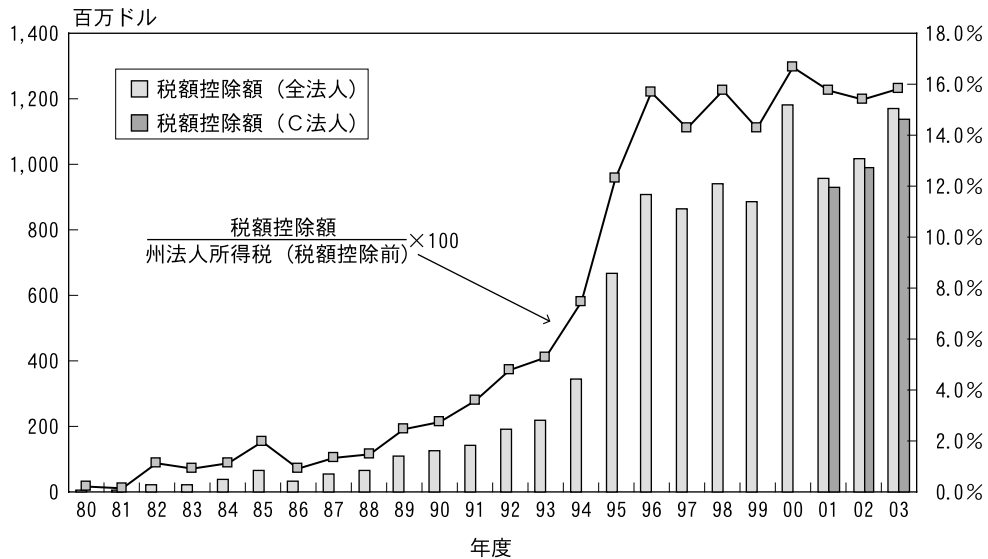
#### 税率，税額控除の推移

法人所得税の税額は課税ベースのみによって決まるものではなく、税率，税額控除等も見ておく必要がある<sup>28)</sup>。税率についてみてみると、連邦法人所得税とは異なる特徴を有している。連邦政府では90年代前半に法人税率の引き上げが行われたが、カリフォルニア州はこれに同調せず、1987年での9.6%から9.3%への引き下げ，続いて1997年には8.84%にまで税率を引き下げた。つまり、カリフォルニア州の法人所得税の租税政策は、課税ベースの縮小のみならず、税率の面でも減税政策をとっていたのである。

カリフォルニア州の法人所得税の租税政策の特徴はそれにとどまるものではなかった。【図12】にあるように、1990年代後半に税額控除を飛躍的に拡大させているのである。ここでも、

28) 繰越欠損金についてみてみると、カリフォルニア州は、課税ベースが拡大した好況期に繰越欠損金の利用高が増加している。連邦政府の繰越欠損金の状況については、関口（2006a:124）参照。

【図12】 カリフォルニア州法人所得税：税額控除高の推移



(資料) State of California, Franchise Tax Board, Annual Report. 各年度より作成。

カリフォルニア州政府が90年代を通じて連邦政府とは対照的な減税政策を実施していたことが確認できるであろう。1990年代後半に増加した税額控除は、税額控除前の州法人所得税に対して約16%もの税額を減少させている。そしてその金額の大半は研究開発費税額控除と製造者税額控除であった。2000年の時点でみても、税額控除の利用による州法人所得税の軽減額のうち、研究開発費税額控除が563百万ドルで全体の約47%、製造者税額控除が約409百万ドルで全体の約34%と、これら二つで税額控除が全体の約81%を占めていた<sup>29)</sup>。

#### 州法人所得税の減収要因

1990年代の連邦法人所得税の増加率は減少傾向を示していたが、カリフォルニア州の法人所得税の増加率はそれ以上に急速な減少をみせ、ほぼ増加率が0%の状況になっていた。Prohofsky, Allen (2003 : 636) は、カリフォルニア州法人所得税の減少要因を【表12】のように算出している。

減収要因が発生しなかった場合の2000年の法人所得税収は推定9,320百万ドルで、1988年と比較すると推定4,420百万ドルの増収である。しかし現実には2000年の税収は5,950百万ドルで1988年と比較して1,690百万ドルの増収にとどまっている。つまり、カリフォルニア州に発生した減収要因によって、差し引き2,730百万ドル (4,420 - 1,690) が失われたことになる。その内訳を見てみると、これまで確認してきた「税率改正」による減収、「税額控除」による減収、「水際方式選択」による減収で全体のほぼ半分の約58%を占めている。これらの要因は、連邦

29) Spilberg, P and Lori Alexander (2003 : 564)

【表12】 カリフォルニア州法人所得税の減収要因

(単位：百万ドル)

		1988	2001	増減	割合
州法人税収 (推定値)		4,900	9,320	4,420	
減収要因	税額控除	70	960	890	24.6%
	税率改正		590	590	16.3%
	繰越欠損金	180	520	340	9.4%
	水際方式選択	80	360	280	7.7%
	S法人設立	380	1900	1520	42.0%
州法人税収 (実績値)		4,260	5,950	1,690	

(資料) Prohofsky, Allen (2003) を加工・修正。

政府の租税政策ではなく、カリフォルニア州独自の租税政策によるものである。したがって、これらの要因でカリフォルニア州の法人所得税の増加率の動きが連邦とは異なる動きとなっていたともいえるであろう。連邦政府で発生した法人所得税の減収要因でカリフォルニア州でも発生した主要なものに、ストック・オプション行使による減収とS法人の増加による減収があるが、ストック・オプション行使による減収額については2000年時点の推定額が最大6,900百万ドルであることを指摘するにとどめ<sup>30)</sup>、これ以降は「S法人設立」による州法人所得税の減少について確認しておこう。

#### S法人とLLCの増加と課税ベース

【図13】にあるように、カリフォルニア州においても連邦政府でみたC法人の課税ベースの縮小とS法人の課税ベースの拡大がみられ、S法人の所得が1993年の8,100百万ドルから2000年の29,000百万ドルへと著しく拡大している。さらにこれに平行するように、LLCの課税ベースも90年代後半に拡大していることが見てとれる。このS法人やLLCの課税所得の増加は、多様な組織形態の動向と無関係ではない。【表13】により、カリフォルニア州での多様な組織形態の動向について若干触れておこう。

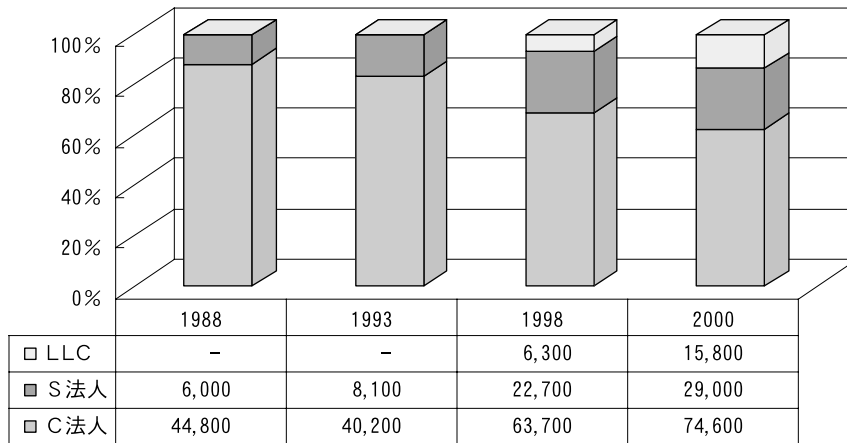
まずパートナーシップは、LLCの増加とは対照的にその数が年々減少する傾向にある。しかし、その内訳(GP, LP, LLP)を見てみると、その数を減少させているのは無限責任パートナーシップ(GP)のみで、それ以外のパートナーシップではむしろその数を増加している<sup>31)</sup>。GPは1998年(155,621件)から2003年(119,991件)にかけて約23%も減少したが、この減少が有限責任パートナーシップ(LP, LLP)の増加以上のものだったのである。LLCとの関連でいえば、GPの無限責任という制約が減少傾向に拍車をかけているものと思われる。

次にLLCをみてみると、90年代にその数を著しく増加させている。LLCは、法人の「有限

30) スtock・オプションのカリフォルニア州財政の影響については関口(2006b)参照。

31) State of California, Franchise Tax Board (2000) 等より算出。

【図13】 カリフォルニア州：組織形態別の課税所得（利益計上法人のみ：百万ドル）



(資料) Spilberg, P and Lori Alexander (2003), Table 15. を加工修正。

【表13】 カリフォルニア州：組織形態別申告数

(単位：件)

	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03
法人合計	414,484	418,262	430,796	443,757	460,567	481,036	497,844	520,056	550,854	589,310
C法人	315,513	303,907	305,119	301,124	306,463	324,407	311,424	202,076	324,530	320,833
S法人	98,971	114,355	125,677	142,633	154,104	156,629	186,420	317,980	226,324	268,477
LLC	678	6,487	15,877	28,909	43,753	61,881	81,370	96,731	113,619	134,559
パートナーシップ	N/A	221,277	217,302	213,084	209,672	201,427	194,981	188,096	184,651	183,544

(資料) State of California, Franchise Tax Board, Annual Report. 各年度等より作成。

責任性」とパートナーシップの「Pass-through 課税」とを両立させるために、全米各州で1990年代に続々と立法化された企業である。この点はS法人と類似している。しかし課税の観点から見れば、適格法人の場合、納税者が法人を選択すれば法人所得税の対象となり、パートナーシップを選択すれば「Pass-through 課税」として出資者の対象となる租税に服する点でS法人と若干異なっている<sup>32)</sup>。その起源は、1977年にワイオミング州で立法化されたことにさかのぼるが、当時は連邦租税法での取り扱いが明確ではなく、法人課税の対象となることもパートナーシップ課税となることもある不安定なものであったため、各州であまり利用されることはなかった。しかし、1988年に課税の取扱いが明確化されると続々と各州で立法化された。本稿で対象としているカリフォルニア州でも1994年にLLC法案が議会を通過し、知事の署名を経て成立した。

S法人についてみると、LLCとともにその数を増加させている。S法人はLLCと同様、法

32) 非適格企業のうち、個人が所有している場合には個人事業主として取り扱われ、法人が所有している場合には当該法人の一部門として取り扱われる (State of California, Franchise Tax Board (2004 : 33))。

人の「有限責任性」とパートナーシップの「Pass-through 課税」とを両立させている。しかし、パートナーシップが適用される場合の LLC に比べると、法人としての自由度とパートナーシップとしての柔軟性を犠牲にしていた側面が強い。たとえば、S 法人は複数種類の株式発行が禁止されていたため、ベンチャーキャピタル等からの資金調達が困難であった<sup>33)</sup>。また、S 法人の株主の人数は個人株主で35名と少数であり、しかもアメリカ人又はアメリカ居住の個人株主に限定していた。さらに、株主間での損益の分配割合は自由に定めることができない等である。そのため、LLC の増加とともに、これら S 法人の税制上の制約も問題となってきた。カリフォルニア州では1994年の LLC 法案を可決に並行するように、州独自に S 法人に対して課税している州法人税の適用税率を1995年に2.5%から1.5%に引き下げた。また、連邦政府では州レベルで認められるようになった LLC の増加に対応するため、1996年に S 法人の法人としての「自由度」の低さを解消する改革をおこなった<sup>34)</sup>。先に見たように、個人所得税と法人所得税の税率差異が逆転した90年代における S 法人の一貫した増加は、LLC の増加に対応すべく S 法人の利便性を高めたこともその一因となっているのである。それとほぼ時を同じくして、LLC についてもチェック・ザ・ボックス規定を定め、LLC が法人となるかパートナーシップとなるかの基準の明確化も行っている。言い換えれば、1990年代の S 法人や LLC の改正は相互に関連していたが、とりわけ S 法人の改正は各州で増大する LLC へ対応する側面が強かったといえよう。

#### S 法人・LLC の租税負担

問題となるのはこれらの租税負担である。まず、S 法人についてみてみよう。S 法人は法人所得税の対象ではなく個人所得税の対象となる法人である。そのため S 法人の所在地であるカリフォルニア州に居住していない個人株主の所得が、カリフォルニア州の個人所得税の対象となるかが問題となる。この点に関しカリフォルニア州では非居住者の州内で生じた所得を個人所得税の課税対象としている。したがって、カリフォルニア州に所在地のある S 法人の所得は、州個人所得税の対象となっている。

カリフォルニア州に所在地のある S 法人は、連邦税としては個人株主への Pass-through 課税、つまり、累進課税である個人所得税の適用を受ける。一方、州税としては個人州所得税と州法人所得税（フランチャイズ税）の両者の適用を受ける<sup>35)</sup>。つまり、S 法人の増加により州法人所得税収自体は減少したが、カリフォルニア州政府はそれに少しでも対応すべく、個人株主への Pass-through 課税のほかに州法人所得税（フランチャイズ税）を別立てで用意している。したがって、連邦政府のみならず州政府まで考えると、S 法人という組織形態が必ずしも

33) Comments (1996)。96年改正で法案にあった優先株式や転換社債の発行解禁は立法化されなかった。

34) 佐藤 (1998 : 46)。

35) State of California, Franchise Tax Board, S Corporation Tax Booklet. 各年度。

二重課税を完全に排除しているわけではないともいえるであろう。

次にカリフォルニア州の LLC について【表14】で確認してみよう。1994年にカリフォルニア州で LLC 法案が成立してから、1998年までの4年間に申告書提出件数は6290%増であり、1998年の提出件数は43,321件となっている。LLC 税収もそれに連動して6489%増で、1998年には34.7百万ドルとなっている。パートナーシップを選択した LLC の損益が、帰属先で個人所得税の対象となるか法人所得税の対象となるかは、LLC 出資者の対象となる租税項目で決まる。例えばC法人が出資者の場合、LLC 損益はC法人において課税され、その後、個人株主に配当された時点で再び課税されてしまう。そのため通常、LLC 出資者は LLC がパートナーシップ選択をして、Pass-through 課税のメリットを享受することを望むことが想定される。この点に関し【表15】で確認すると、カリフォルニア州で登録されている LLC の出資者構成のうち、個人の出資者が約7割を占めていることがわかる。仮に、これらの全てがパートナーシップを選択した場合、そのほとんどが Pass-Through 課税のメリットを享受できる個人所得税の対象となることが確認できるであろう<sup>36)</sup>。LLC 法案成立によって従来は法人所得税の対象となるような組織が個人所得税の対象となるということは、納税者の立場に立てば、これまで発生していた法人所得税と個人所得税の二重課税の問題が解消されて納税額が減少することを意味しているが、課税当局の立場に立てば、税収が減少することを意味している。カリフォルニア州では LLC 法案通過の際にこの減収を予測していなかったわけではない。というのは、LLC 法案(カリフォルニア州法 SB469)の中では、LLC 法案導入による税収への影響をカリフォルニア税務局(FTB)が1999年1月1日までに調査すること、FTB が最適な LLC 料金収入を算出することを要求しているからである。言うまでもなく、LLC 料金収入は二重

【表14】カリフォルニア州：LLC 件数・納税額等  
(単位：件、百万ドル)

	94	95	96	97	98	増減 (94-98)
登録企業数(件)	920	7,817	12,549	18,645	24,898	2606%
申告書提出(件)	678	6,487	15,877	28,909	43,321	6290%
LLC 所得(百万ドル)	N/A	N/A	2,074	5,572	8,110	
LLC 税収	0.5	5.0	12.5	22.8	34.7	6489%
LLC 料金収入	0.2	2.3	10.0	20.7	33.2	13920%
LLC 非居住者源泉徴収額	0.0	0.2	0.8	0.7	0.2	1583%
徴収額合計(百万ドル)	0.8	7.5	23.3	44.2	68.1	8685%

(資料) State of California, Franchise Tax Board (2000) 等を加工。

【表15】カリフォルニア州：LLC  
出資者構成

出資者	96	97	98
個人	72.0%	70.2%	69.8%
LP	2.1%	3.6%	3.2%
LLC	2.2%	4.3%	3.2%
S法人	2.3%	2.2%	2.0%
C法人	6.8%	6.9%	6.5%
信託	12.6%	10.9%	12.0%
その他	1.9%	2.0%	3.2%
合計	100.0%	100.0%	100.0%
出資者数合計(件)	59,413	108,198	204,988

(資料) State of California, Franchise Tax Board, (1999a) (1999b) (2000).

36) ただし、利益分配額で見ると若干異なる。1997年時点での個人出資者への分配額は45%、C法人への分配額は28%となっている。90年代後半になると特に、C法人がLLCへ出資し、当該LLCを使って租税回避を行うという問題が多く発生してきた(Comments (1996:558))。エンロンでの状況については、関口(2006a)参照。



課税の解消によりカリフォルニア州で発生する税収減の相殺が目的であった<sup>37)</sup>。残念ながらパートナーシップを選択した LLC の数は定かではないが、LLC 料金収入の増加は13920%増と税収の増加率を上回り、その収入も33.2百万ドルと LLC 税収に匹敵するまでになっている。LLC の課税上の取り扱いで興味深いのは、S 法人の同様に、連邦レベルでは二重課税が排除されるが、州レベルでは州政府独自の政策として組織体の段階で別立ての料金を課しているため、全体で見ると必ずしも二重課税が完全に排除されているわけではないという点であろう。

以上確認してきた S 法人やパートナーシップを選択した LLC の所得は、いずれも Pass-through 課税となり、大半は法人所得税の対象ではなく個人所得税の対象となる。とすれば、租税負担の観点から問題となるのは、個人所得税の適用される税率であり、それは所得階層別にみた S 法人所得やパートナーシップを選択した LLC 所得の分布に依存する。この点について [表16] の「S 法人・パートナーシップ所得 (純)」で確認してみよう。

合計所得金額の推移を見ると、93年の9,372百万ドルから、2000年の29,931百万ドルへと約3倍もの増加で、これは S 法人等の増加に連動している。そして、ほとんどが調整総所得100,000ドル以上の高所得階層に分布している。つまり、これだけの金額が累進性のある州個人所得税、中でも高い累進税率の対象となり、州個人所得税の増収に寄与していたことが確認できるであろう。このような法人所得税の減収の一方で個人所得税の増収となる状況は、連邦政府でも生じていた。本稿の視点からみれば、連邦政府、州政府それぞれの水平的租税関係のみならず、連邦政府・州政府の垂直的租税関係としても生じているということになる。しかし、カリフォルニア州では独自の租税政策を展開していたこと、通常 Pass-through 課税として説明され

[表16] カリフォルニア州個人所得税：S 法人及びパートナーシップ所得 (純) の調整総所得階層別分布

調整総所得階層 (ドル)		1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年
Negative	1	24.0%	24.6%	17.4%	8.9%	11.2%	8.9%	6.5%	11.0%	10.0%
to 4,999	2	0.5%	0.7%	0.0%	0.1%	0.0%	0.4%	0.3%	0.0%	0.0%
to 9,999	3	0.5%	0.6%	0.1%	0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%
to 19,999	4	0.6%	0.7%	0.1%	0.9%	0.6%	0.6%	0.3%	0.3%	1.0%
to 29,999	5	0.5%	5.5%	0.9%	1.1%	1.0%	0.6%	0.8%	0.3%	0.8%
to 39,999	6	0.4%	1.6%	0.8%	0.8%	0.8%	1.3%	0.0%	0.7%	0.5%
to 49,999	7	1.8%	1.9%	1.6%	1.0%	0.7%	1.3%	0.9%	0.7%	0.4%
to 99,999	8	11.5%	10.7%	10.0%	6.9%	6.2%	5.8%	6.2%	4.8%	6.1%
100,000以上	9	109.1%	115.4%	104.2%	97.9%	103.0%	101.1%	98.8%	104.9%	101.1%
合計割合 (%)		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
S 法人所得等 (百万ドル)		9,372	11,049	13,227	18,432	20,271	23,253	28,052	29,931	32,419

(資料) State of California, Franchise Tax Board, Annual Report. 各年度。

37) State of California, Franchise Tax Board, (2000 : 1)。LLC が法人を選択しなかった場合 (つまりパートナーシップ選択を行った場合) には、LLC 所得に応じて毎年更新される登録料を支払うようにしている。

るS法人やLLCも、州レベルまで考えると、別立てで追加収入を確保する仕組みとなっていることを再度指摘しておきたい<sup>38)</sup>。

## (2) カリフォルニア州の社会保険税

国際比較の際に用いられるOECDの歳入統計(Revenue Statistics)では、アメリカの社会保障負担として、連邦政府の社会保障税を含めるが州・地方政府の社会保険信託基金の主要財源である社会保険税は含めていない<sup>39)</sup>。しかし、州政府の社会保険信託基金、そしてその主要財源である社会保険料の規模は無視できないものであり、たとえば90年代後半のカリフォルニア州の州失業保険税と州傷病保険税は単年度で合計約4,500百万ドル前後と、州法人所得税の8割～9割に匹敵する規模となっている。ここでは州社会保険税の代表例である州失業保険税と州傷病保険税について、カリフォルニア州を例に取り上げてみたい。

### 州失業保険税の雇用主負担

失業保険は社会保障法に基づいて連邦の定めた基準下で、州政府がそれぞれ独自に制度運営し、財源を州失業保険税でまかなっている。失業保険税は連邦政府においても税率6.2%で徴収することになっているが、州失業保険税を支払ったものについては最高5.4%の控除を認めている。このため、この控除が認められると連邦失業保険税率は0.8%になり、財源の大半は州政府で徴収されることになる。いわば失業保険税の垂直的租税関係である。失業保険税は課税上限と上限税額があり、その課税ベースは給与・賃金と完全に同じではないがほぼ等しい稼得所得である。そのため、1990年代後半のストック・オプション行使の増加等による給料賃金(稼得所得)の上昇によって、少なくとも州失業保険税も増加していることが想定される。しかし、[表17]で州失業保険信託基金を確認してみると、課税ベースである給料賃金(稼得所得)が毎年増加した90年代後半にもかかわらず、それに連動した増加となっていない。それどころか、「州失業保険税/給与」比率を見てみると、1996年の0.86%から1999年の0.6%と、むしろ減少傾向を示している。

その要因は、州失業保険税の税率算定の仕組に起因している。州失業保険税の税率は、州失業保険信託基金残高と支払給与総額の比率により決定される<sup>40)</sup>。そのため、課税ベースに近い給与・賃金が増加しているにもかかわらず、州失業保険税の増加率はそれに連動しないことに

38) ただしLLCの手数料ではLLC導入による税収減を完全には相殺できていない。LLC導入による税収ロスには96年には15.9百万ドル、97年には40.9百万ドル、98年には65百万ドルであり、対応する料金収入は96年には9.2百万ドル、97年には19.1百万ドル、98年には33.2百万ドルである(State of California, Franchise Tax Board, (2000: 13) 他)。

39) 片桐(2005: 149-152)では、この点に着目して州・地方の社会保険料と料金収入を含めてアメリカの国民負担率を再計算し、その水準が相当高いとの結論を導いている。なお、アメリカ全州の歳入全体に占める州保険信託基金の割合は、1990年に約16%で2000年には約21%となっている。

40) State of California, Employment development Department (2005a: A4-5)。

【表17】カリフォルニア州失業保険基金

(単位：百万ドル)

	1996	1997	1998	1999	2000
期首残高	2,854	3,562	4,362	4,894	5,591
収入	3,469	3,378	3,202	3,280	3,385
州失業保険税	3,265	3,116	2,898	2,946	3,000
運用収益（受取利息）	205	262	304	334	385
支出	2,844	2,648	2,744	2,635	2,774
健康福祉	2,844	2,648	2,744	2,635	2,774
移転収入	83	71	74	52	62
当期純収入（支出）	709	800	531	697	673
期末残高	3,562	4,362	4,894	5,591	6,264
税率：前年9月30日のファンド残高と前財政年度の支払給与総額との比率で決定。					
「失業保険税/給与」比率	0.86%	0.76%	0.66%	0.60%	0.54%

(資料) California State Controller, Comprehensive Annual Financial reports. 各年度より作成。

なる。つまり、個人所得税や州失業保険税の課税ベースに含まれる給料賃金（稼得所得）の増加から想定した場合には、州失業保険税は個人所得税の変動と連動することが予想されるが、州独自の税率算定方式の影響により、連動しないことになるのである。

ここでは州失業保険税と法人所得税、個人所得税との相互関連を考えてみよう。カリフォルニア州の失業保険税は、雇用主が全額拠出している<sup>41)</sup>。従って、州法人所得税との関連で考えれば、90年代後半には拠出時に毎年約3,000百万ドルが法定福利費として州法人所得税の課税ベースから控除され、それに州法人所得税の税額を乗じた額だけ州法人所得税が減少していたことになる。しかし失業保険の給付時には州個人所得税は非課税であるため、州個人所得税には影響がない。

以上の点について、連邦政府と州政府の垂直的租税関係という視点からみてみよう。失業保険税により連邦法人所得税と州法人所得税はともに減収効果がある点は共通している。しかし、連邦個人所得税と州個人所得税とでは状況が異なる。というのは、いずれの政府においても拠出時には法人所得税の課税ベースから法定福利費として控除するが、給付時には個人所得税の課税ベースに失業給付を含めるのは連邦政府のみであり、州政府では州個人所得税の算定構造で確認したとおり課税ベースから除かれるからである。

#### 州傷害保険税の被用者負担

州傷害保険（State Disability Insurance）は労働不能期間の給料・賃金を補填するものであり、その財源として州傷病保険税が徴収されている。カリフォルニア州では被用者の拠出時に課税し、雇用主が源泉徴収を行っている。傷病保険税は課税上限を有し、課税ベースは給与・賃金と完全には同じではないがほぼ等しい給料賃金（稼得所得）である。そのため、1990年代後半の給料賃金の上昇によって、少なくとも州傷病保険税も増加していることが想定される。しかし、【表18】で州傷病保険信託基金を確認してみると、課税ベースに近い給料・賃金が毎

41) その他に雇用主負担で給与を課税ベースとしているものに州職業訓練税がある。

【表18】 カリフォルニア州傷病保険信託基金

(単位：百万ドル)

	1996	1997	1998	1999	2000
期首残高	1,738	1,459	980	465	47
収入	1,489	1,277	1,321	1,631	2,814
州傷病保険税	1,392	1,204	1,277	1,613	2,799
運用収益 (受取利息)	97	74	44	17	15
支出	1,769	1,756	1,835	2,049	2,506
健康福祉	1,769	1,756	1,835	2,049	2,506
当期純収入 (支出)	280	479	514	419	309
期末残高	1,459	980	465	47	355
課税ベース上限 (ドル)	31,767	31,767	31,767	31,767	46,327
税率	0.8%	0.5%	0.5%	0.5%	0.65%
「傷害保険税/給与」比率	0.37%	0.29%	0.29%	0.33%	0.50%

(資料) California State Controller, Comprehensive Annual Financial reports. 各年度より作成。

年増加した90年代後半にもかかわらず、それに連動していない。それどころか「州傷病保険税/給与」比率は、1996年の0.37%から1999年の0.33%へとむしろ減少傾向を示している。

その要因は、傷病保険税の税率等を算定する仕組にある。税率は、課税ベース・現実の基金残高・給付額の要素を加味した定式によって算定し、その改定は雇用主・被用者の代表や官僚や独立のアクチュアリーによる諮問委員会を不定期に開催することでなされる<sup>42)</sup>。つまり、個人所得税や州傷病保険税の課税ベースに含まれる給料賃金(稼得所得)の増加から想定した場合、州傷病保険税は個人所得税の変動と連動することが予想されるが、州傷病保険税の州独自の税率算定方式の影響により、連動しないのである。この点は、失業保険税と同様、州独自の施策として興味深い。

### (3) カリフォルニア州の個人所得税

これまでカリフォルニア州における個人所得税と法人所得税・社会保険税との関連についてそれぞれの箇所において述べてきた。ここではそれらを踏まえて州個人所得税の課税ベースの推移と所得階層別分布、そして租税負担構造についてカリフォルニア州の租税政策を意識しながら確認してゆきたい。

#### 課税ベースの推移

【表19】は州個人所得税の算定構造に即したカリフォルニア州の課税ベースの推移を示している。州個人所得税収は1990年の15,626百万ドルから2000年の40,369百万ドルへと約2.5倍の増加である。この増加は連邦より著しい。この税収増に対する寄与度が最も高いのは総所得の70%前後を占め、1990年から2000年にかけて326,080百万ドルから555,949百万ドルへと約70%も増加している「給与所得」であるが、それ以外にも「キャピタル・ゲイン」(431%増)、「S法人・パートナーシップ所得」(231%増)の著しい増加が目立つ<sup>43)</sup>。州個人所得税の租税負担の

42) State of California, Employment development Department (2005b : A3 4).

43) この項目は、連邦政府とほぼ同様であるが、ここでは社会保障給付、IRA 分配金、失業給付はカ

【表19】 カリフォルニア州個人所得税：課税所得の推移（通年居住者のみ）

(単位：百万ドル)

		90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	増減率 (90/00)
州調整総所得	連邦調整総所得 (AGI)	446,885	441,870	453,110	456,217	460,217	481,867	528,891	587,013	645,038	743,832	849,679	777,097	90.1%
	連邦総所得	446,885	441,870	453,110	456,217	460,217	481,867	528,891	587,013	645,038	743,832	849,679	777,097	90.1%
	賃金・給料	326,080	330,571	339,769	340,914	344,891	354,880	377,597	409,322	441,127	490,325	555,949	552,731	70.5%
	利子所得	31,855	29,855	22,157	17,795	17,640	19,365	20,048	20,610	22,109	21,477	24,660	24,418	22.6%
	配当	10,612	9,949	10,303	10,620	10,677	11,182	12,772	13,797	13,852	15,720	18,411	14,669	73.5%
	年金	20,382	20,883	23,286	23,796	25,387	25,718	26,870	28,255	30,283	32,464	34,267	35,154	68.1%
	事業所得 (純)	23,063	23,814	24,665	24,575	26,867	25,960	27,799	30,559	35,184	35,616	38,209	37,010	65.7%
	キャピタルゲイン (純)	22,210	17,264	17,265	19,518	18,497	21,188	33,435	47,456	58,260	93,840	117,966	49,107	431.1%
	賃貸料・ロイヤリティー	1,527	1,304	151	441	280	1,249	1,493	2,889	3,902	4,597	5,449	6,505	456.8%
	S法人・パートナーシップ所得	9,027	6,397	8,034	9,372	11,049	13,227	18,432	20,271	23,253	28,052	29,931	32,419	231.6%
	財産・信託所得	N/A	N/A	N/A	N/A	1,050	928	1,175	1,749	1,829	1,972	21,132	2,103	
	農業所得 (純)	666	599	1,755	397	1,029	652	496	830	319	657	938	1,402	40.8%
	その他	5,256	5,038	9,536	9,583	6,908	8,822	9,767	21,256	16,353	20,618	24,504	24,383	366.2%
	連邦所得調整控除	5,062	5,518	5,300	5,516	5,924	5,858	6,132	6,899	7,982	8,236	8,962	9,072	77.0%
	443,621	437,779	449,654	450,445	453,673	476,736	521,204	580,785	637,249	735,029	842,117	768,119	89.8%	
カリフォルニア州調整	4,644	2,673	4,842	8,756	7,387	8,744	8,773	10,094	9,817	13,366	12,590	13,979	171.1%	
減算項目	16,339	15,058	15,647	19,608	21,678	21,977	22,367	23,705	23,894	27,082	26,852	28,182	64.3%	
加算項目	11,695	12,385	10,805	10,852	14,290	13,233	13,594	13,611	14,077	13,717	14,262	14,203	21.9%	
	438,977	435,106	444,812	441,689	446,286	467,993	512,431	570,691	627,431	721,664	829,527	754,140	89.0%	
控除	連邦項目控除	89,140	91,445	91,459	91,765	92,210	87,774	95,313	101,980	111,861	122,938	142,694	155,038	60.1%
	州調整	14,684	15,565	16,956	17,029	17,785	18,453	20,104	22,188	25,512	29,962	37,535	37,785	155.6%
	州控除への調整	1,950	571	25	176	2,287	2,592	1,069	1,332	3,295	3,838	5,900	7,565	202.6%
カリフォルニア課税所得 a	350,608	343,689	352,610	353,006	362,084	381,782	421,252	473,083	522,562	609,167	706,585	621,512	101.5%	
通常所得税	17,588	17,207	17,888	17,720	18,501	20,115	22,377	26,014	30,163	36,984	44,784	36,213	154.6%	
個人 AMT	38	77	93	114	133	140	55	63	49	122	240	71	531.6%	
税額控除	2,000	2,000	2,000	1,900	2,000	2,100	2,110	2,200	4,009	4,000	4,655	5,000	132.8%	
個人所得税 b	15,626	15,284	15,981	15,933	16,634	18,155	20,322	23,877	26,203	33,106	40,369	31,284	158.3%	
平均実効税率 b / a	4.5%	4.4%	4.5%	4.5%	4.6%	4.8%	4.8%	5.0%	5.0%	5.4%	5.7%	5.0%		

(資料) State of California, Franchise Tax Board, Annual Report. 各年度より作成。

観点で問題となるのは、これらの所得の所得階層別分布である。この点について次に確認してみたい。

調整総所得階層別の分布

まず、【表20】により所得階層別の「給与・賃金」を見てみよう。「給与所得」の金額は1993年の340,914百万ドルから2000年の555,949百万ドルへと約1.6倍になっている。30,000ドル未満の低所得階層の占める割合を見ると、1993年の22%から1999年の13.6%へと減少傾向を示しているが、これは、全般的に賃金が上昇したこと、高所得階層の増加率がそれ以上であったことによるものであり、金額そのものが減少したわけではない。また、中高所得階層である30,000ドルから100,000ドル未満の階層を見てみると、ともに割合は減少しながら最高所得階層にシフトしてゆく傾向が見られる。とりわけ、100,000ドル以上の所得階層の割合は、1993年に21.3

リフォルニア州の減算項目であることから項目として存在していない点を指摘しておこう。

【表20】 カリフォルニア州個人所得税：給与所得の調整総所得階層別分布

調整総所得階層 (ドル)		1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年
Negative	1	0.4%	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%
to 4,999	2	0.8%	0.7%	0.8%	1.0%	0.6%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%
to 9,999	3	2.4%	2.2%	2.3%	2.1%	1.9%	1.6%	1.4%	1.2%	1.2%
to 19,999	4	8.0%	8.1%	8.0%	7.3%	6.8%	6.4%	5.8%	5.1%	4.9%
to 29,999	5	10.4%	10.2%	10.0%	9.3%	8.6%	8.2%	7.5%	6.7%	6.9%
to 39,999	6	11.0%	10.5%	10.2%	9.8%	9.7%	8.7%	8.4%	7.6%	8.0%
to 49,999	7	10.9%	10.9%	10.0%	9.6%	9.2%	9.0%	8.2%	7.6%	7.6%
to 99,999	8	34.8%	34.9%	33.0%	32.4%	31.9%	31.4%	29.8%	28.1%	30.3%
100,000以上	9	21.3%	22.2%	25.5%	28.3%	31.1%	33.9%	38.3%	43.0%	40.5%
合計割合 (%)		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
給与所得 (百万ドル)		340,914	344,891	354,880	377,597	409,322	441,127	490,325	555,949	552,731

(資料) State of California, Franchise Tax Board, Annual Report. 各年度より作成。

【表21】 カリフォルニア州個人所得税：キャピタルゲイン (純) の調整総所得階層別分布

調整総所得階層 (ドル)		1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年
Negative	1	4.1%	6.4%	4.0%	2.0%	2.3%	1.2%	0.6%	0.6%	1.0%
to 4,999	2	0.1%	0.3%	0.0%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.3%
to 9,999	3	0.6%	0.2%	0.1%	0.3%	0.4%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%
to 19,999	4	1.4%	1.0%	0.5%	0.6%	1.3%	0.9%	0.6%	0.4%	0.0%
to 29,999	5	2.3%	3.5%	1.5%	1.1%	1.3%	1.2%	0.8%	0.5%	0.3%
to 39,999	6	2.5%	3.5%	1.8%	1.7%	1.5%	1.4%	0.9%	0.7%	0.8%
to 49,999	7	3.3%	2.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.2%	1.1%	0.7%	0.6%
to 99,999	8	15.2%	13.5%	9.8%	9.0%	7.7%	7.4%	5.8%	4.4%	3.3%
100,000以上	9	70.5%	69.2%	80.7%	83.7%	83.9%	86.1%	89.8%	92.5%	94.5%
合計割合 (%)		100.0%	100.0%	100.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
キャピタルゲイン(百万ドル)		19,518	18,497	21,188	33,435	47,456	58,260	93,840	117,966	49,107

(資料) State of California, Franchise Tax Board, Annual Report. 各年度より作成。

%であったものが、2000年には43.0%と21.7ポイントも増加している。給与所得は現金給与又はストック・オプション行使による株式報酬等により把握されるが、この増加は、カリフォルニア州政府の法人所得税の減少、州個人所得税の増加、そして社会保険税の課税ベースの増加等に影響を与えることは先に確認したとおりである。次に、【表21】により所得階層別の「キャピタル・ゲイン」についてみてみよう。「キャピタル・ゲイン」の金額は1993年の19,518百万ドルから2000年の117,966百万ドルへと約6倍になっている。その分布を見てみると、キャピタル・ゲインがもともと100,000ドル以上の高所得階層に偏在しているがわかる。1993年時点で既に70.5%であり、2000年には92.5%とさらに増加しているから、金額的增加と合わせてみて高所得階層への偏在度がさらに高まったことがわかるであろう。

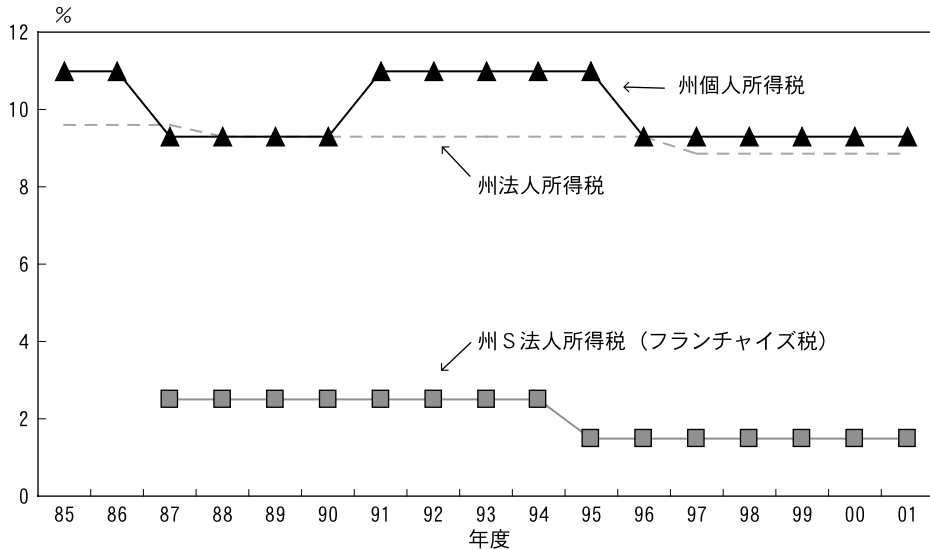
高所得階層への所得の集中は、これらの所得に限られたものではなく、先に確認した「S法人・パートナーシップ所得」等、その他の所得も同様の傾向を示している。【表22】で確認してみよう。表はカリフォルニア州の個人所得税における調整総所得分布の推移を示している。

【表22】 カリフォルニア州個人所得税：調整総所得分布の推移

百分位数	1975	1980	1985	1990	1995	1996	1997	2001
0 ~ 20	7.2	6.3	5.7	5.1	4.1	4.0	3.8	2.3
20 ~ 40	12.2	10.9	10.3	9.6	8.9	8.7	8.4	6.4
40 ~ 60	16.6	15.8	15.2	14.3	13.8	13.4	12.9	11.4
60 ~ 80	22.4	22.4	22.1	20.5	20.1	19.5	19.1	19.2
80 ~ 100	41.7	44.6	46.8	50.6	53.0	54.4	55.8	60.8
上位 1 %	7.0	8.2	10.1	14.4	15.0	16.9	18.3	19.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(資料) Spilberg, P and Lori Alexander (2003) 等。

【図14】 カリフォルニア州政府：法定最高限界税率の推移



(資料) State of California, Franchise Tax Board, Annual Report. 各年度より作成。

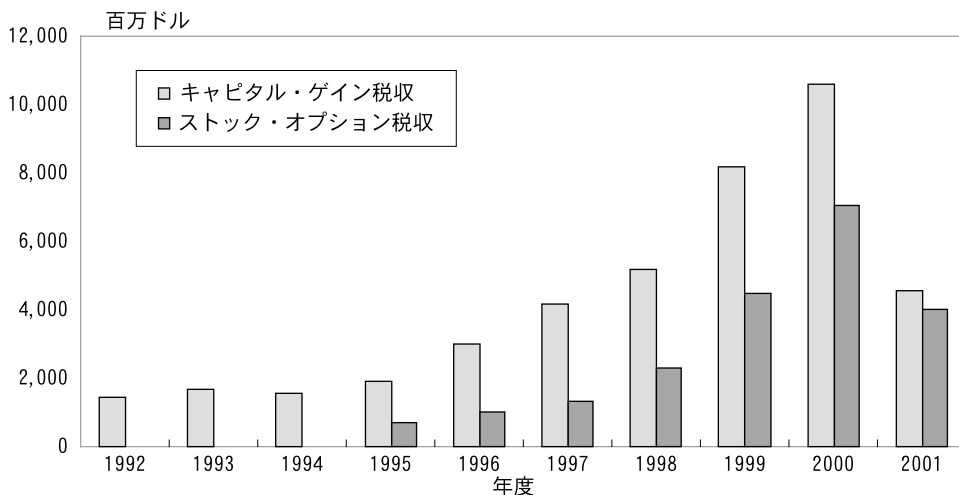
所得規模全体が拡大しているため、一概に低所得者の所得金額が減少しているとはいえないものの、長期的な傾向として、低所得階層の割合が減少し高所得階層の割合が増加していること、つまり両者の間の格差が拡大していることが確認できる<sup>44)</sup>。高所得階層、とりわけ上位 1 % 階層では、1990年の14.4%から2001年の19.9%へと、5ポイントも割合を増加させている。

#### 法定最高限界税率の推移と税収

州個人所得税に関する租税政策を見るためには課税ベースのみならず、税率、人的控除等を確認する必要がある。【図14】で税率の推移を確認しよう。指摘しておくべきは、カリフォルニア州の個人所得税は連邦所得税と同様の累進課税であるが、キャピタル・ゲインに対しても通常所得と区別せず、累進税率を適用する点であろう。1990年代のカリフォルニア州の税率面

44) ジニ係数をみても1975年 (0.34), 1985年 (0.41), 1995年 (0.48), 1997年 (0.51) と不平等度は拡大している (Williams 他 (1999))。

【図15】 カリフォルニア州個人所得税：のストックオプション税収とキャピタルゲイン税収



1992～1994年度のストックオプション税収は不明。

個人所得税の税率を9%と仮定している。

(資料) 関口 (2006b)。

での租税政策を見てみると、個人所得税については不況期の1991年に税率引き上げ（増税）を行う一方で、好況期に入る1996年に連邦政府に先行して税率引き下げ（減税）を行った点に特色があり、法人所得税については一貫して税率引き下げを行った点に特色がある。

ここでは、1996年の個人所得税の税率引き下げについて見ておこう。先に、連邦政府において1997年の長期キャピタル・ゲイン税率の引き下げにより株式等の活発な売買が行われ、その結果、多額の「キャピタル・ゲイン」が実現したロック・イン効果を解除したことを指摘した<sup>45)</sup>。カリフォルニア州政府は96年に所得税の最高税率を引き下げているが、カリフォルニア州のキャピタル・ゲイン税率は累進税率と等しいから、結果的に連邦政府の長期キャピタル・ゲイン税率引き下げに先行した形になった。この税率引下げは、税収に影響を与えているのだろうか。【図15】はカリフォルニア州のキャピタル・ゲインから生じた税収とストック・オプション行使による給与所得から生じた税収（以降、ストックオプション税収）を示している。税率引き下げ後の1996年から2000までの間にキャピタルゲイン税収は252%増、ストックオプション税収は611%増と著しい増加である。そして、2000年におけるキャピタル・ゲイン税収は個人所得税収の約25%を、ストック・オプション税収は州個人所得税収の約17%と両者で州個人所得税収の約42%をも占めている。先に連邦個人所得税増加率の上昇以上にカリフォルニア州の個人所得税増加率が急速に増加していることを指摘したが、その要因は、キャピタル・ゲインとストック・オプション行使による給与所得等が高所得者層に集中し、それらの所得が

45) CBO (2001), The effective federal tax rates, 1979-1977, P5.



両者とも累進税率の適用対象となっている影響があるといえるであろう。

調整総所得階層別の租税負担の変化

本節の最後に、[表23]によりカリフォルニア州における所得階層別の租税負担の推移について税制改正を踏まえながら確認しよう。

1990年代を通じて全体の平均実効税率が上昇していることから、ここでも所得の増大と累進税率が機能していることが読み取れる。1996年の最高税率引き下げは高所得階層の租税負担を前年の7.1%から6.8%へと軽減したことが見て取れる。一方、低所得階層でも負担が増加し

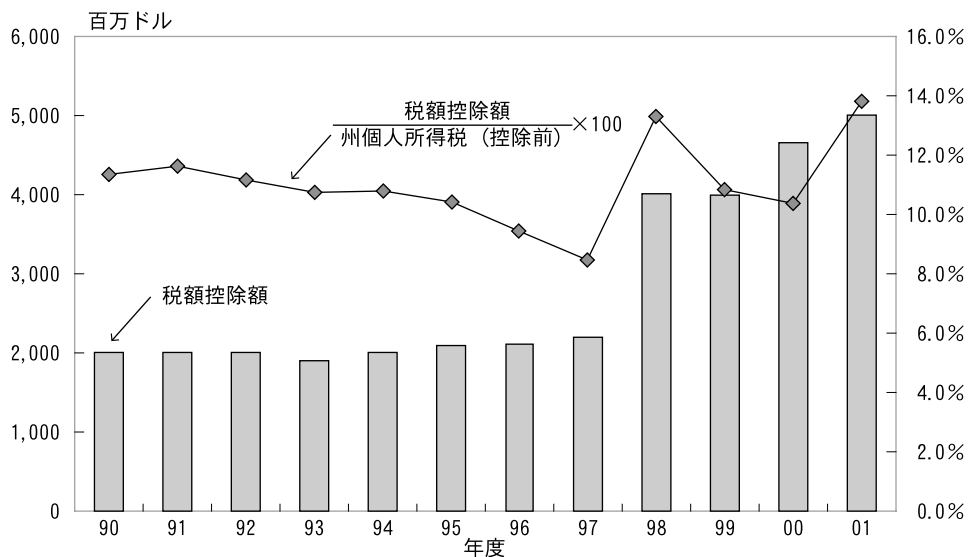
[表23] カリフォルニア州個人所得税：平均実効税率

州調整総所得階層 (ドル)	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
5,000未満	2	0.5%	0.2%	0.6%	0.4%	0.1%	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%
5,000 10,000未満	3	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%
10,000 20,000未満	4	0.7%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%
20,000 30,000未満	5	1.5%	1.4%	1.3%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%
30,000 40,000未満	6	2.2%	2.0%	2.0%	1.9%	2.0%	1.9%	1.9%	1.9%	1.6%	1.6%	1.5%
40,000 50,000未満	7	2.6%	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%	2.1%	2.1%	2.0%
50,000 100,000未満	8	3.5%	3.4%	3.4%	3.3%	3.4%	3.4%	3.4%	3.4%	3.2%	3.2%	3.1%
100,000超	9	6.7%	7.0%	7.2%	7.0%	7.0%	7.1%	6.8%	6.9%	6.8%	7.1%	7.2%
合計		3.6%	3.5%	3.6%	3.6%	3.7%	3.9%	4.0%	4.2%	4.2%	4.6%	4.9%
州個人所得税収 (10億ドル)		15,626	15,284	15,981	15,933	16,634	18,155	20,322	23,877	26,203	33,106	40,369

平均実効税率 = 納税額 / 各階層の調整総所得として便宜的に算出

(資料) State of California, Franchise Tax Board, Annual Report. 各年度より作成。

[図16] カリフォルニア州個人所得税：税額控除額の推移



(資料) State of California, Franchise Tax Board, Annual Report. 各年度より作成。

ているわけではなく、とりわけ1998年以降の負担率が減少している。[図16]にあるように、その要因は、85%前後が人的控除や扶養控除で占められている税額控除の増加である。その金額は1997年に比して1998年に一挙に二倍（約1800百万ドル）増加し、税額控除前の州個人所得税に対して約10～14%もの税額を減少させている。カリフォルニア州では連邦政府に見られる EITC はないが、1998年に扶養税額控除を前年の68ドルから253ドルへと著しく引上げた。これが低・中所得階層の負担軽減にも寄与したのである。

以上見てきたように、カリフォルニア州の個人所得税は、連邦の課税ベースに連動する側面を有しながら、税率や税額控除等により州独自の租税政策がおこなわれていたことがわかる。そしてその内容は、不況期には最高税率引上げを行うことで累進性のメリットを確保できる仕組みを形成し、好況期にはそのメリットを享受しながら、高所得階層と低中所得階層の租税負担を軽減するものであったといえるであろう。

#### 4. むすびにかえて

本稿は、財政再建を果たした1990年代におけるアメリカの連邦・州政府の租税構造について分析を行ってきた。若干のまとめと今後の課題を述べることで結びにかえることしたい。

第一に、法人所得税の課税ベースの対象外となった所得が個人所得税の課税ベースに算入されるという関係が、1990年代にいっそう強まっていることを定量的に把握した。そして、その傾向は単に連邦税制という水平的租税関係のみならず、連邦政府とカリフォルニア州政府という垂直的租税関係にも影響を及ぼしていた。例えば1990年代の特徴的な現象の一つは、S法人や LLC といった多様な組織形態の増加であり、課税の観点から重要なのは、それらの組織の所得が直接的に法人所得税の対象となるのではなく、それら組織の出資者の所得として主として個人所得税の対象となることである。つまり、個人所得税の課税ベースに含まれるS法人の所得や LLC の所得の増加による個人所得税の増加は、法人所得税の減少とは独立に生じたものではなく、相互作用をもたらしているのである。さらに言えば、Pass-through 課税として説明されるS法人や LLC も、州レベルまで考えると必ずしも二重課税が完全に排除されているわけではない。

第二に、社会保障と税制との関連について、連邦社会保障税や州社会保険税の拠出時・運用時・給付時を意識しつつ、社会保障税を通じた公的年金・公的医療に関する税制面から検討を行った。クリントン政権期の公的年金・医療改革を租税面から見てみると、ベビーブーマー世代の退職や高齢化により信託基金残高が枯渇する時期があるという将来予測を踏まえ、一方で社会保障税と社会保障給付への連邦個人所得税の負担引上げにより高所得階層に負担を求めるとともに、他方で EITC 等により、低所得階層の負担軽減を行うというものであったといえる。また、90年代の特徴的な現象の一つであるストック・オプション行使等による給与所得の増加

は、連邦・州の個人所得税の増収とともに連邦社会保障税の税収の増加に連動していたが、カリフォルニア州の社会保険税の税収は州独自の税率算定方式により、必ずしも増加していないことを指摘した。

第三に、連邦・カリフォルニア州政府の租税政策との関連、つまり垂直的租税関係の分析を行った。個人所得税の租税政策は、連邦・カリフォルニア州政府とでタイムラグを伴うものの結果的には共通していた。いずれも1990年代前半の不況期には最高税率の引き上げ等により個人所得税の強化を行い、1990年代後半の好況期に自然増収となる仕組みを埋め込んでいた。そして好況期に、連邦政府は主にキャピタル・ゲイン減税と EITC の引上げを行い、カリフォルニア州政府は最高税率引き下げと扶養税額控除の引上げを行った。つまり、個人所得税の租税対策は不況期に最高税率引上げと EITC 等により累進性のメリットを確保できる仕組みを形成し、好況期にはそのメリットを享受しながら、高所得階層と低所得階層にそれぞれ還元するものであった。一方、法人所得税の租税政策は、連邦政府とカリフォルニア州政府とで若干異なっていた。不況期に連邦政府で最高税率の引上げを行ったが、カリフォルニア州では逆に最高税率を引き下げ、好況期に入っても一貫した減税政策を行っていた。

第四に、財政再建との関連である。アメリカ連邦政府・カリフォルニア州政府の租税構造では、個人所得税を有効に機能させることが、財政再建の一つの鍵であった。景気回復要因に加え、個人所得税の課税ベースを広げる改革や、組織形態の多様化による S 法人等の所得の増加が個人所得税収を増加させたこと、そしてその規模が法人所得税の減少を相殺するほどのものであったことを指摘した。とりわけ、1990年代に増加した所得は高所得階層に多く分布したため、個人所得税の機能強化を図るべく累進性を強化した1990年代前半の政策が、90年代後半の景気回復期に有効に機能し、財政再建に寄与することになったのである。

最後に、本稿で正面から取り上げることのできなかった論点をいくつか指摘しておこう。第一に、連邦政府・カリフォルニア政府の政策意図や政策形成過程についてである。とりわけ1995年以降の連邦とカリフォルニア州の租税政策は、減税政策が基本的な基調となっている。連邦政府を見てみると、民主党政権の下で共和党が上院下院で過半数を占めるようになって以降、どの程度、共和党の主張が租税政策に反映されていったのかを把握する必要があるであろう。また、カリフォルニア州の租税政策では、どの程度、州の財政均衡の制約が功を奏したのか、あるいは、扶養税額控除を増額した背景は何か等が問題となるであろう。

第二に、民間医療・年金と連邦税制・州地方税制との関連である。本稿では、社会保障税と個人所得税を通じた公的年金・公的医療に関する税制面からの検討を行った。しかし、アメリカの社会保障の特徴は、租税優遇措置を用いて政策的に民間年金や民間医療の活発化を図っている点にあり、その点に関する分析が必要不可欠であろう<sup>46)</sup>。

46) この点について Howard (1997) は「隠れた福祉国家」と呼び、各種の租税支出と社会政策の関連

第三に、1990年代のアメリカの国際租税政策と各州の全世界合算課税方式によるユニタリータックスとの関連、つまり1990年代のアメリカの国際租税制度を中央政府と州・地方政府という垂直的租税関係を通して見る視点である。本稿ではユニタリータックスの視点から連邦政府と州政府との課税権の関係を述べたものの、連邦政府のみならず州政府における税制上のグローバル化への対応について両者の共通点や相違点を意識し、検討を行うことができなかった。これらの点については別の機会に改めて論じることにはしたい。

< 主要参考文献 >

- Brunori, D (2001), *State Tax Policy.*, The Urban Institute Press.
- California Legislative Analyst's Office, *Perspectives and Issues* 各年度。
- California State Controller, *Comprehensive Annual Financial reports* 各年度。
- California Legislative Analyst's office (2006), *State of California Revenues, 1950 01 to 2006 07.*
- Comments (1996), *Taxation Small Business Congress Reforms Rules for S Corporations*, Harvard Law Review, Vol. 110.
- Hamm, W and Avinash K. Verma (2002), *If California Adopted the Single-Factor (Sales) Apportionment Formura, What Would Be The Impact?*, State Tax Notes (June10).
- Howard, Christopher (1997), *The Hidden Welfare state: Tax Expenditures and Social policy in the United States.*, Princeton university press.
- Messere, K. de Kam, F. & Heady, C (2003), *Tax Policy : Theory and Practice in OECD Countries*, Oxford University Press.
- Mitrusi, A and J. Poterba (2000), *The Distribution of payroll and Income Tax Burdens, 1979 99.*, National Tax Journal. Vol. 53, No. 3 (Sept).
- Plesko, G (1999), *The Role of Taxes in Organizational Choice : S Conversions After the Tax Reform Act of 1986*, Working paper, Boston, MA : MIT.
- Prohofsky, Allen (2003), *Trends in California Corporation Tax Revenues.*, State Tax Notes, November17.
- Ross, J (2002), *Should California Adopt A Single-Sales Factor for Determining How Much Corporate Income to Tax ?*, State Tax Notes (June10).
- Slemrod, J (1994), *Do Taxes Matter ? Lessons from the 1980's*, American Economic

---

について検討している。また、五嶋 (2006) はアメリカの年金・医療の租税支出のみならず、租税支出の概念そのものにも焦点を当てて検討している。

- Review, Vol. 82.
- Spilberg, P and Lori Alexander (2003), The California Budget Crisis : Factors Leading to Current Budget Deficit and a Discussion of Certain Proposed Solutions., National Tax Journal, Vol. 56, No. 3 (Sep).
- State of California, Employment development Department (2005a), Unemployment insurance (UI) Fund Forecast.
- State of California, Employment development Department (2005b), Disability insurance (DI) Fund Forecast.
- State of California, Franchise Tax Board, Annual Report. 各年度。
- State of California, Franchise Tax Board, (2000) Calucuration of the adjustment to the Limited Liability Company Fees For 2001.
- Steuerle, Eugene. (2004), Contemporary U. S. tax Policy, The Urban Institute Press.
- Turro,J (1993), Clinton Adiminstration Expeded to Support Carifornia in Barclays Bank Unitary Cases, Tax notes international (Mar 29).
- Turro, J (1994), Clinton Adiminstration Files Amicus Brief Supporting Carifornia in Barclays/Colgate Palmolive Unitary Cases, Tax notes international (Jan 31).
- U. S. Department of Commerce (2006). Statistical Abstrunct of the United States.
- U. S. Department of the Treasury, Statistics of Income individual Income tax Returns, U. S. Government Printing Office. 各年度版。
- U. S. Department of the Treasury, Statistics of Income Corporation Income tax Returns, U. S. Government Printing Office. 各年度版。
- U. S. Social Security Administration (2005), Annual Statistical Supplement to the Social Security Bulletin.
- Williams, B., Robert Ingenito and Jon David Vasche (1999), Forecasting Revenue Receipts in the States :Current Challenges in California., National Tax Journal, Vol. 52, No. 3 (Sept).
- 赤石孝次 (2005) 『直接税の変革 - 個人所得税と社会保険料負担の調整』伊東弘文編 『現代財政の変革』, ミネルヴァ書房。
- 岡本英男 (2001) 『アメリカにおける福祉国家の再編』日本財政法学会編 『社会保障と財政』 龍星出版。
- 片桐正俊 (2005) 『アメリカ財政の構造転換』 東洋経済新報社。
- 金子勝, 池上岳彦, アンドリュー・デウィット (2005) 『財政赤字の力学』 税務経理協会。
- 小泉和重 (2004) 『アメリカ連邦制財政システム』 ミネルヴァ書房。

- 五嶋陽子 (2006) 「アメリカの年金と医療の租税優遇措置」 渋谷・中浜編 『アメリカの年金と医療』, 日本経済評論社。
- 佐藤英明 (1998) 「アメリカにおける中小企業形態の多様性」 『税研』 9月号。
- 渋谷博史 (2005) 『20世紀アメリカ財政史』 東京大学出版会。
- 神野直彦 (1998) 『システム改革の政治経済学』 岩波書店。
- 関口智 (2006a) 「1990年代の財政再建期における法人所得税制 連結納税・パートナーシップ・エンロン」 渋谷・渡瀬編 『アメリカの連邦財政』 第4章, 日本経済評論社。
- 関口智 (2006b) 「ストック・オプションと法人・個人所得税制 政策論理の解明と連邦・州財政への影響」 渋谷・渡瀬編 『アメリカの連邦財政』 第5章, 日本経済評論社。
- 根岸毅宏 (1999) 「アメリカの EITC (勤労所得税額控除) と所得保障政策」 『国学院経済学』 第47巻, 第1号。
- 根岸毅宏 (2001) 「アメリカの公的扶助と1996年福祉改革」 渋谷・内山・立岩編 『福祉国家システムの構造変化』 東京大学出版会。
- 平野嘉秋 (1997) 「多国籍企業に対するユニタリー課税方式適用の可否」 『税務大学校論叢』 28号。
- 増井良啓 (2001) 「租税政策と通商政策」 小早川・宇賀編 『塩野宏先生古稀記念 行政法の発展と変革 下巻』 有斐閣。
- 水野忠恒 (1988) 『アメリカ法人税の法的構造』 有斐閣。
- 水野忠恒 (2006) 『所得税の制度と理論』 有斐閣。
- 宮坂善寛 (1985) 『米国の州税制 法人税とユニタリータックス』 日本貿易振興会。
- 宮島洋 (1992) 『高齢化時代の社会経済学 家族・企業・政府』 岩波書店。
- 宮島洋 (1994) 「高齢化社会の公的負担の選択」 野口悠紀雄編 『税制改革の新設計』 日本経済新聞社。
- 持田信樹 (2004) 『地方分権の財政学』 東京大学出版会。